令和5年財務監査(定期監査)等結果報告書

神奈川県監査委員

本報告書は、神奈川県監査委員監査基準に準拠し、令和5年に実施した財務 監査(定期監査)及び行政監査の結果に関する報告である。財務監査(定期監 査)及び行政監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関す る報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づい て監査を実施した上記以外の出先機関及び本庁機関についても結果に関する報 告を、同条第9項及び第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。 ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については 監査委員しきだ博昭及び監査委員松本清を、監査事務局については監査委員村 上英嗣を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて1年分を取りまとめたものであり、同 法第199条第9項の規定に基づき、これを議会及び知事並びに関係する委員会 に提出するとともに公表する。

令和5年10月10日

| 神奈川県監査委員 | 村 | 上 | 英 | 嗣 |
|----------|----|---|-----|---|
| 同 | 吉 | Ш | 知 惠 | 子 |
| 同 | 中 | 家 | 華 | 江 |
| 同 | しき | だ | 博 | 昭 |
| 同 | 松 | 本 | | 清 |

目次

| 第1 | 監査の種類······ | 1 |
|----|---|----|
| 第2 | 監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 1 | 財務監査(定期監査) | 1 |
| 2 | 行政監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第3 | 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第4 | 監査実施箇所数 | 1 |
| 第5 | 監査実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 第6 | 監査の実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 1 | 財務監査(定期監査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2 | 行政監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 第7 | 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 1 | 監査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| (1 | 1)本庁機関及び出先機関別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| (2 | 2) 局等別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 2 | 不適切事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| (1 | 1) 特記すべき事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| (2 | 7 15094 1 154154 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 23 |
| 3 | 要改善事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| (1 | 1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| (2 | 2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 | 30 |
| 4 | 箇所別の監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| (1 | 1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| (2 | 2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 84 |
| 5 | その他特記すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 91 |

第1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行(1に定める監査の対象を除く。)

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

監査を実施した県機関は547か所で、その内訳は本庁機関195か所、出先機関352か所である。また、監査の実施方法別の内訳は、監査(甲)236か所、監査(乙)311か所(うち書面調査162か所)である。

なお、出先機関352か所のうち、令和5年4月28日までに結果を取りまとめた97か所については、監査の結果に関する報告を、令和5年7月11日に議会、知事等に提出するとともに、同日付けで公表しており、本報告書では「既報告」と表記している。

| _ | | | | | | | | THE 3 9 | |
|---|----------|----|----------|----|------|--------|-----|----------------|-----|
| | | | | | | | 実 施 | 箇 所 | |
| | 区 | | | 分 | 対象箇所 | 監査 (甲) | 監査 | (乙) | 計 |
| | | | | | | | | うち書面 | Ξl |
| | | | | | か所 | か所 | か所 | か所 | か所 |
| 7 | <u> </u> | 庁 | 機 | 関 | 195 | 183 | 12 | 0 | 195 |
| Ł | <u>u</u> | 先 | 機 | 関 | 352 | 53 | 299 | (162) | 352 |
| | 重 | 点 | 所 | 属 | 18 | 18 | 0 | 0 | 18 |
| | 大 | 規 | 漠 所 | 属 | 11 | 6 | 5 | 0 | 11 |
| | 中 | 規 | 漠 所 | 属 | 63 | 17 | 46 | 0 | 63 |
| | 小 | 規 | 漠 所 | 属 | 7 | 1 | 6 | 0 | 7 |
| | 業 | 務定 | 型的所 | f属 | 253 | 11 | 242 | (162) | 253 |
| | | 計 | <u> </u> | · | 547 | 236 | 311 | (162) | 547 |

- (注) 1 監査(甲)は監査委員による実地調査、監査(乙)は書記(事務局職員)による実地調査又は書面調査(学校、警察署などの業務定型的所属及び小規模所属の一部)を実施している。
 - 2 出先機関については、予算の規模などにより区分し、原則として、地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、総合防災センターなどの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとなどのサイクルで監査(甲)を実施することとしている。

第5 監査実施期間

令和5年1月12日から同年9月27日まで

出先機関: 令和5年1月12日から同年9月27日まで

(職員調査は、令和4年12月1日から令和5年7月6日まで実施)

本庁機関: 令和5年7月19日から同年9月22日まで

(職員調査は、令和5年5月12日から同年8月10日まで実施)

第6 監査の実施内容

1 財務監査 (定期監査)

令和4年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が252件認められ、その内訳は、不適切事項243件(うち既報告32件)、要改善事項9件である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の 措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した252件の本庁機関及び出先機関別の内訳は次のとおりである。

| | 令 和 | 」5 年 | 監査 | 令 和 | 14年 | 監査 | 比 | 較 増 | 減 |
|--------|----------|----------|-----|----------|----------|-----|---------------|----------|------|
| 指摘事項区分 | 本庁 機関 | 出先 機関 | 計 | 本庁 機関 | 出先 機関 | 計 | 本庁 機関 | 出先 機関 | 計 |
| | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 不適切事項 | 62 | 181 | 243 | 66 | 203 | 269 | \triangle 4 | △ 22 | △ 26 |
| 要改善事項 | 5 | 4 | 9 | 3 | 3 | 6 | 2 | 1 | 3 |
| 計 | 67 | 185 | 252 | 69 | 206 | 275 | △ 2 | △ 21 | △ 23 |

(2) 局等別内訳

指摘した252件の局等別の内訳は次のとおりである。

| | 中 坛 | 指摘事 | 事項が | | 内 | 訳 | | |
|-----------|-----------|------|---------|-----|-------|-----|-------|--|
| 局 等 | 実 施 | 認められ | 認められた箇所 | | 不適切事項 | | 要改善事項 | |
| | 箇所数 | 箇所数 | 件 数 | 箇所数 | 件 数 | 箇所数 | 件 数 | |
| | か所 | か所 | 件 | か所 | 件 | か所 | 件 | |
| 政 策 局 | 20 (8) | 6 | 10 | 5 | 9 | 1 | 1 | |
| 総 務 局 | 25 (14) | 6 | 10 | 5 | 9 | 1 | 1 | |
| くらし安全防災局 | 8 (3) | 6 | 10 | 6 | 10 | 0 | 0 | |
| 国際文化観光局 | 5 (1) | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | |
| スポーツ局 | 3 (1) | 1 | 4 | 1 | 4 | 0 | 0 | |
| 環境農政局 | 28 (16) | 16 | 29 | 16 | 29 | 0 | 0 | |
| 福祉子どもみらい局 | 25 (14) | 15 | 26 | 13 | 22 | 4 | 4 | |
| 健康医療局 | 26 (17) | 12 | 20 | 12 | 20 | 0 | 0 | |
| 産業労働局 | 19 (11) | 5 | 6 | 5 | 6 | 0 | 0 | |
| 県土整備局 | 36 (15) | 11 | 21 | 10 | 19 | 2 | 2 | |
| 会 計 局 | 3 (0) | 2 | 3 | 2 | 3 | 0 | 0 | |
| 企 業 庁 | 28 (17) | 10 | 11 | 9 | 10 | 1 | 1 | |
| 議 会 局 | 4 (0) | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 教育委員会 | 196 (181) | 54 | 82 | 54 | 82 | 0 | 0 | |
| 各委員会等 | 9 (0) | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 公安委員会 | 112 (54) | 11 | 15 | 11 | 15 | 0 | 0 | |
| 計 | 547 (352) | 160 | 252 | 154 | 243 | 9 | 9 | |

- (注) 1 実施箇所数の()は、出先機関数で内数である。
 - 2 実施箇所数について、政策局には地域県政総合センターを含めている。
 - 3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

2 不適切事項

不適切事項は243件で、令和4年監査に比べて26件減少し、3年ぶりの減少となっている。

不適切事項の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の項目別に整理すると次表のとおりであり、契約の項目が5件増加し84件と4年連続で最も件数が多くなったほか、支出の項目は12件減少したものの、2番目に多い52件となっている。

(監査実施箇所数 令和5年:547か所、令和4年:547か所)

| | | 令和 5 | 年監査 | 令和 4 | 年監査 | 件 数 | 划前在 |
|---|---------|------|-------|------|-------|---------------|------------|
| , | 項 目 | 件数 | 構成率 | 件数 | 構成率 | 比 較 増 減 | 対前年 比 率 |
| | | 件 | % | 件 | % | 件 | % |
| 財 | 務 監 査 | 236 | 97. 1 | 261 | 97.0 | △ 25 | 90.4 |
| | 予算執行 | 21 | 8.6 | 10 | 3. 7 | 11 | 210.0 |
| | 収 入 | 13 | 5. 3 | 16 | 5.9 | \triangle 3 | 81. 3 |
| | 支 出 | 52 | 21.4 | 64 | 23.8 | △ 12 | 81. 3 |
| | 会計事務処理 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 契 約 | 84 | 34. 6 | 79 | 29. 4 | 5 | 106. 3 |
| | 課税徴収 | 0 | 0.0 | 6 | 2. 2 | \triangle 6 | 皆減 |
| | 工事 | 5 | 2. 1 | 13 | 4.8 | △ 8 | 38. 5 |
| | 補 助 金 | 0 | 0.0 | 3 | 1. 1 | \triangle 3 | 皆減 |
| | 現金・有価証券 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 財 産 | 48 | 19.8 | 50 | 18.6 | \triangle 2 | 96.0 |
| | 庶 務 | 1 | 0.4 | 2 | 0.7 | \triangle 1 | 50.0 |
| | その他 | 12 | 4.9 | 18 | 6. 7 | △ 6 | 66. 7 |
| 行 | 政 監 査 | 7 | 2.9 | 8 | 3. 0 | \triangle 1 | 87. 5 |
| | 事務事業 | 6 | 2.5 | 8 | 3.0 | \triangle 2 | 75. 0 |
| | 組織・執行体制 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | その他 | 1 | 0.4 | 0 | 0.0 | 1 | 皆増 |
| | 計 | 243 | 100.0 | 269 | 100.0 | △ 26 | 90.3 |

⁽注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため集計しても計と一致しない場合がある。

不適切事項の内容としては、契約の締結に係る手続を誤っていたもの、予算の執行科目を 誤っていたもの、設計額の積算を誤っていたものなど事務処理の誤りによるものが多数認め られたほか、支払期限までに支払を行っていなかったもの、年度当初から開始する契約の締 結が遅れていたもの、物品の出納に係る手続等を行っていなかったものなど事務処理の遅れ や未処理によるものも多数発生していた。

不適切事項として指摘したものの中には、予算の執行に当たり科目を誤っていた事態が 17 件、借上住宅に係る敷金について神奈川県財務規則に基づく債権の管理を行っていなかった事態が 1 件見受けられたが、関係所属において、これらの指摘に基づき適切な処置を講じないまま決算事務が行われた場合、歳入歳出決算書等の計数や財産に関する調書の記載内容に誤りが生ずる結果となる。そして、予算の執行に当たり科目を誤っていた事態のうち7 件については、関係所属において適切な処置を講ずることができなかったため、5 年連続して歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となった。また、神奈川県財務規則に基づく債権の管理を行っていなかった事態についても、関係所属において適切な処置を講ずることができなかったため、借上住宅に係る敷金は、財産に関する調書に債権として登載されておらず、一般会計債権の「前年度末現在高」「決算年度末現在高」等の金額に誤りが認められる結果となった。

さらに、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)その他の国際約束を実施するため、 地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関する特例について規定した「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われておらず、その公正性及び透明性が確保されていない事態など法律・政令に違反する事態も昨年に引き続き見受けられた。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連した指摘としては、県立高校3校において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒へ貸与するために調達した通信SIMカードが有効に利活用されていなかった事態が昨年に引き続き見受けられたほか、県立高校1校において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため施設開放が中止されるなど、学校施設管理員の業務が著しく減少していたにもかかわらず、勤務割振りを見直すことなく、休日等における学校施設管理員の配置を従前と同様なものとしていた事態も見受けられた。

不適切事項の多くは、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足のほか、各所属における確認不足及び進行管理の不備などに起因するものと考えられることから、各所属においては、研修の実施、マニュアルの作成・充実等により関係法令等に係る理解の向上に努めるほか、進行管理表の作成、スケジュールの共有化等の具体的な措置を講じることなどにより、適正な事務の執行に向けて、より一層努力する必要がある。

一方、令和2年4月から内部統制制度が導入されたところであるが、不適切事項の件数は、令和4年監査と比べて減少する結果とはなったものの、令和3年監査以降、250件を超える水準で推移していることに加え、5年連続して歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となったことなどから、本報告における監査委員による指摘等も踏まえ、全庁的に対応策を実施するリスク等の見直しを行うなど、より効果的な内部統制の整備及び運用に向けて取り組んでいくことが重要である。

(1) 特記すべき事案

不適切事項243件のうち、特記すべきものが次のとおり延べ96件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 収入

○ 授業料に充当すべき就学支援金1件、89,100円について、充当処理を行っておらず、同額の授業料が収入未済となっていた。

(教育委員会神奈川県立藤沢工科高等学校 p75)

b 支出

○ 納入通知書ほか帳票類(全庁分)の印刷(557,106 円)について、納品前に数量を誤って契約を締結したことに気付いたものの、受注者において不足分の増刷ができなかったため、当初の契約における単価よりも割高な単価により別に契約を締結することとなった。これにより、当初決定した契約単価に基づき印刷した場合に比べて89,870円の追加費用が発生していた。

(会計局調達課 p62)

○ 免税軽油使用者証の交付を受けていた警察用船舶1隻について、平成27年度のエンジン交換時からエンジンの型式を誤って申請していたことが令和4年8月に判明したため、地方税法第144条の3に定める免税軽油の用途外使用により課税されることとなり、適正に申請していれば免除された軽油引取税60か月分、154,225円を支払っていた。

(公安委員会神奈川県横浜水上警察署 p81)

c 契約

○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、前年度より継続して調達していた15枚のうち、10枚を令和4年5月まで、残りの5枚を同年7月までそれぞれ契約していたが、いずれも全く利用されていなかった。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、令和4年4月分から同年7月分までの使用料192,801円を支払っていた。

(教育委員会神奈川県立橋本高等学校 p72)

○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、非常時用の予備として調達した3枚については令和4年7月まで契約を継続していたが、全く利用されていなかった。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、令和4年4月分から同年7月分までの使用料77,880円を支払っていた。

(教育委員会神奈川県立横須賀南高等学校 p74)

d 工事

○ 企藤第 101 号藤沢市湘南台 6 丁目 26 番付近配水管改良工事(概数設計)(ゼロ県債)の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点復元測量について、その費用を現場管理費及び一般管理費等の積算対象に含めていたため、変更後の設計額(84,645,000円)が 143,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(76,956,000円)が 129,800円過大であった。 [既報告]

(企業庁神奈川県企業庁藤沢水道営業所 p64)

○ 企海第 19 号海老名市柏ケ谷 608 番地付近配水管改良工事の変更設計額の積 算に当たり、変更で追加した基準点の保全測量について、その費用を現場管 理費及び一般管理費等の積算対象に含めていたため、変更後の設計額 (93, 357, 000 円)が 176, 000 円過大であった。その結果、変更後の契約額 (91, 375, 900 円)が 172, 700 円過大であった。「既報告」

(企業庁神奈川県企業庁海老名水道営業所 p64)

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

a 工事

○ 令和3年度伊勢沢林道過年災害復旧工事(公共)ほか1件の変更設計額の 積算に当たり、変更で追加した仮設の敷鉄板の運搬費について、往復分を計 上すべきところ、誤って片道分のみを計上して積算していたため、変更後の 設計額(計58,414,400円)が133,100円過小であった。その結果、変更後の 契約額(計54,468,700円)が128,700円過小であった。

(政策局神奈川県県央地域県政総合センター p36)

○ 令和3年度急傾斜地崩壊対策工事(ゼロ県債) (その1)の変更設計額の 積算に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う請負代金額の変更に係 る受注者との協議に基づき、改定した労務単価とすべきところ、誤って改定 前の労務単価をそのまま用いて積算していたため、変更後の設計額 (27,720,000 円)が 143,000 円過小であった。その結果、変更後の契約額 (26,056,800 円)が 134,200 円過小であった。 [既報告]

(県十整備局神奈川県県西十木事務所小田原十木センター p60)

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)

a 予算執行

○ システムLiny利用料1,320,000円の執行に当たり、「(節)使用料及び 賃借料」とすべきところ、「(節)負担金、補助及び交付金」で執行してい た。

(政策局総務室 p35)

○ 第 26 回参議院議員通常選挙に係るインターネット広告等配信業務委託契約 (契約額4,818,000円)の執行に当たり、「(節)委託料」とすべきところ、 「(節) 役務費」で執行していた。

(政策局自治振興部市町村課 p36)

- 被災地派遣職員の旅費に係る負担金収入17件、1,884,594円について、(項) 負担交付収入(目)総務負担交付収入(節)総務費職員費負担交付収入で収 入すべきところ、(項)雑入(目)雑入(節)総務費雑入で収入していた。 (くらし安全防災局総務室 p39)
- 近代美術館鎌倉別館機械警備機器賃貸借等契約(長期継続契約、契約総額 2,944,110円)の執行に当たり、県の庁舎等における一般的な機械警備委託業務と同様の業務内容であるため「(節)委託料」とすべきところ、「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。 [既報告]

(教育委員会神奈川県立近代美術館 p67)

○ と畜検査員更衣室等賃貸借料1件、3,231,600 円の執行に当たり、共益費 (1,340,400 円) については「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきとこ ろ、家賃と併せて全額を「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。

(健康医療局神奈川県食肉衛生検査所 p56)

b 収入

○ 都市公園の占用許可等に係る使用料等 102 件、20,464,848 円について、調 定が3月を超えて遅れていた。

(県土整備局神奈川県厚木十木事務所津久井治水センター p60)

c 支出

○ 令和3年度相模原市承継分収林整備業務(2010)(ゼロ県債)契約(契約額13,861,100円、契約期間:令和4年3月25日から令和4年8月8日まで)に係る完成払金9,851,100円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

(環境農政局神奈川県自然環境保全センター p45)

○ 令和4年度における神奈川県ライトセンターの管理に関する協定(指定管理料302,118,000円)に係る10月分(概算払)22,580,000円の支払について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

(福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 p50)

○ 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業についての協力金4件、7,524,560円の支払に当たり、申請書の受理から3月を超えて支払っていた。 (健康医療局医療危機対策本部室 p53)

- さがみロボット産業特区の広告・宣伝を目的とした広告使用権許諾料1件、 5,500,000 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 (産業労働局総務室 p57、産業労働局産業部産業振興課 p57) ※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。
- 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分委託ほか1件、支払額計1,341,164円 について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 [既報告] (県土整備局神奈川県流域下水道整備事務所 p61)

(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

○ 被災者用民間賃貸住宅借上のための賃貸借契約に基づく敷金11件、1,435,000 円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成しておらず、 債権として管理していなかった。

(くらし安全防災局総務室 p39)

○ 令和4年8月に完了した屋上空気調和設備撤去工事に伴う建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っておらず、このため、建物台帳価格が73,624,000円過大であった。

(環境農政局神奈川県環境科学センター p44)

○ ホワイエ照明更新工事(契約額3,960,000円)について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っておらず、このため、建物台帳価格が3,960,000円過小であった。

(福祉子どもみらい局神奈川県立青少年センター p52)

- 指定管理者から無償で譲渡を受けたカラー複合機等備品 29 点 (価格計 4,493,713 円) について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則 に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。 [既報告] (県十整備局神奈川県横須賀十木事務所 p58)
- 令和4年度に設置した空調機45台(価格計16,983,153円)のうち、北棟校舎に設置した22台(価格計8,271,967円)について、令和5年1月から同年10月まで実施する耐震工事により同校舎が仮設校舎に移転することになるにもかかわらず、令和4年12月に設置工事を施工したため、設置後、北棟校舎にそのまま残され、使用されない状況となっていた。

(教育委員会神奈川県立上鶴間高等学校 p73)

○ 賃貸借等により調達した職員室空調機3式(契約総額1,306,800円)及び電子 複写機2台(単価契約)について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の 作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかっ た。

(教育委員会神奈川県立山北高等学校 p76)

○ 学校給食業務を委託した事業者へのスチームコンベクションオーブンほか 110 点(価格計 44,020,913 円)の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則で定めら れた部長の承認を受けないまま、貸付けを行っていた。

(教育委員会神奈川県立岩戸支援学校 p78)

○ 織工室扉仕様変更工事(契約額1,386,000円)について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、建物台帳価格が1,386,000円過小であった。

(教育委員会神奈川県立湘南支援学校 p79)

○ 30 年以上前に取得した自家発電設備について、建物に係る県有財産台帳に登録すべきところ、令和4年度に建物に係る県有財産台帳に登録替えを行うまで、誤って備品台帳(台帳価格7,860,817円)に登録していた。また、当該自家発電設備について、建物に係る県有財産台帳の補正が著しく遅延していた。

(公安委員会神奈川県麻牛警察署 p82)

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が 1,000 万円以上のもの

○ 第 26 回参議院議員通常選挙に係る選挙公報の印刷請負契約(単価契約・支払額 120,774,887 円)について、予定価格が 3,000 万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約(以下、「特定調達契約」という。)に係る入札手続を行ったが、入札説明書の入札金額の記載方法を誤ったことにより入札が中止となった後、緊急性があるとして実施した随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約により契約を締結していた。

(政策局総務室 p35)

○ 令和4年度かながわパラスポーツ推進強化事業業務委託ほか3件(契約額計31,401,000円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、 予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(スポーツ局神奈川県立スポーツセンター p42)

○ かながわ環境整備センター汚泥処理業務委託契約(単価契約、概算総価額 2,805,000 円、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)及びかながわ環境整備センター施設維持管理業務委託契約ほか2件(契約額計85,377,204円、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月2日又は同月9日に締結していた。また、契約日を同月2日又は同月9日とすべきところ、いずれも同年4月28日としていた。

(環境農政局総務室 p43)

○ 神奈川県環境監視システム保守管理委託ほか5件(契約額計23,235,036円) について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100 万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(環境農政局神奈川県環境科学センター p44)

○ 非常用備蓄品の購入ほか 101 件(支払額計 17,601,192 円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

(環境農政局神奈川県環境科学センター p44)

○ 令和4年度三崎漁港巡視及び給水・給電施設利用料徴収に関する業務委託契約(契約額4,017,200円)及び三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設の管理に関する年度協定ほか1件(指定管理料計14,953,000円)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月以降に締結していた。

(環境農政局神奈川県東部漁港事務所 p48)

○ 令和4年度神奈川県地域生活定着支援センター事業委託契約ほか2件(契約額計55,638,326円)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。

(福祉子どもみらい局総務室 p49)

○ 令和4年度予算で執行するマスク等衛生用品保管配送等業務委託契約(契約額12,936,000円(総価契約)、令和4年度支払額21,391,777円(単価契約))の締結に当たり、会計局指導課長通知に反し、令和3年度である令和4年3月22日に契約を締結していた。

(福祉子どもみらい局総務室 p49)

○ 保育士登録業務及び国家戦略特別区域限定保育士登録業務委託契約(単価契約、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月18日に締結していた。

(福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 p50)

○ 国道 134 号 湘南大橋(下り線) P 7 耐震補強工事(契約額 279,510,000 円) について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める工期末である令和 4 年 7 月 29 日までに変更契約を締結すべきところ、同年 8 月 9 日に締結していた。 [既報告]

(県土整備局神奈川県平塚土木事務所 p58)

○ 令和4年度県営住宅管理システム運用等業務委託契約(契約額 56,409,210 円)について、随意契約を行った場合に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第 12 条及び「神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第 12 条により必要とされる契約の相手方に係る公示を同規則に定める期日までに行っていなかった。

(県土整備局神奈川県住宅営繕事務所 p61)

○ 令和4年度給水装置工事サポートシステム運用業務委託契約(契約額 27,500,000円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、 予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表 していなかった。

(企業庁財務部会計課 p62)

○ 相模原市緑区青野原 844 番地付近配水管布設工事(概数設計)1件、62,421,700 円の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。 [既報告]

(企業庁神奈川県企業庁津久井水道営業所 p63)

○ 令和4年度英語資格検定試験活用促進支援事業の業務委託契約(単価契約、概算総価23,650,000円)について、県立高等学校等が締結する同委託契約に係る受注者の選定を随意契約(公募型プロポーザル方式)により行っており、また予定価格が100万円を超える契約であったにもかかわらず、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、契約結果の公表を行っていなかった。また、令和4年度県立高等学校等授業料収納データ作成等業務委託(単価契約、支払額2,881,543円)について、予定価格が100万円を超える随意契約であったため、同通知に基づき、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表が1年以上遅れていた。

(教育委員会行政部財務課 p65)

○ 環境整備業務委託契約(契約額25,409,554円)について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、条件付き一般競争入札を実施し、受託者を決定していた。

(教育委員会神奈川県立相模原高等学校 p72)

○ スクールバス運行業務委託契約(契約額11,123,530円) について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(教育委員会神奈川県立湘南支援学校 p79)

○ 固定式捜査支援システム路上装置の賃貸借及び保守契約(契約額 12,794,298 円、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月12日に締結していた。

(公安委員会刑事部刑事総務課 p80)

イ 内容的に特記すべき事案

- (7) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの
 - a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの
 - (a) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。
 - a' 追録代ほか1件、33,737円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
 - b' タクシー利用料 (1件、17,520円) について、予期できた経費であった ため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。
 - (b) 契約事務において、県有財産(普通財産)における敷地等除草業務委託に係る変更契約(変更後契約額4,802,600円)について、契約相手方に対し変更契約書へ記名押印を求めるべきところ、記名のみで押印をさせていなかった。

(総務局総務室 p37)

- (a) 契約事務において、非常用備蓄品の購入ほか101件(支払額計17,601,192円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。【再掲】
- (b) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。
 - a' 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和4年度の共架電線に係る使用料 2,640円が徴収不足であった。
 - b' 令和4年8月に完了した屋上空気調和設備撤去工事に伴う建物台帳価格 の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正 を行っておらず、このため、建物台帳価格が73,624,000円過大であった。 【再掲】

(環境農政局神奈川県環境科学センター p44)

- (a) 予算の執行において、神奈川県県営住宅残財処理業務委託契約(単価契約、支出額7,692,300円)に係る第2回目の発注について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、支出負担行為額を増額する前に業務を発注していた。
- (b) 契約事務において、令和4年度県営住宅管理システム運用等業務委託契約 (契約額56,409,210円) について、随意契約を行った場合に「地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第12条及び「神奈川 県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第12条により必要 とされる契約の相手方に係る公示を同規則に定める期日までに行っていなか った。【再掲】
- (c) 財産管理事務において、第一種電話柱1本及び支線2条に係る行政財産の使用許可(使用料2,120円)について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。

(県土整備局神奈川県住宅営繕事務所 p61)

- (a) 財産管理事務において、電柱の設置のための教育財産の使用許可に当たり、 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する 条例の一部改正に伴う行政財産の使用許可の変更について、令和4年4月1 日までに変更許可すべきところ、令和5年1月12日に許可を行っているもの が2件あった。また、これらについて、改正前の使用料を徴収した結果、使 用料1件、510円を過大に徴収しており、1件、1,040円が徴収不足であった。
- (b) 物品管理事務において、賃貸借等により調達した職員室空調機3式(契約総額1,306,800円)及び電子複写機2台(単価契約)について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。【再掲】
- (c) 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼及び部活動安全対策指導員謝金に係る所得税及び復興特別所得税2件、7,082 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。

(教育委員会神奈川県立山北高等学校 p76)

b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3件以上あったもの

(a) 支出

- 物品運搬等業務委託ほか3件(契約総額7,520,450円)の支払に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、検査調書による報告を行っていなかった。 (教育委員会神奈川県立上鶴間高等学校 p73)
- 幹部公舎賃借料ほか5件、431,700 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、687 円を支払っていた。

(公安委員会神奈川県緑警察署 p81)

○ 藤沢警察署庁舎清掃業務委託契約(契約総額6,954,948円、契約期間:令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)及び建築物環境衛生管理委託契約(契約額496,320円、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に係る令和4年4月分から同年6月分までの支払額計585,310円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息5件、1,400円を支払っていた。

(公安委員会神奈川県藤沢警察署 p82)

(b) 契約

○ かながわ環境整備センター汚泥処理業務委託契約(単価契約、概算総価額2,805,000円、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)及びかながわ環境整備センター施設維持管理業務委託契約ほか2件(契約額計85,377,204円、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月2日又は同月9日に締結していた。また、契約日を同月2日又は同月9日とすべきところ、いずれも同年4月28日としていた。【再掲】

(環境農政局総務室 p43)

○ 非常用備蓄品の購入ほか 101 件(支払額計 17,601,192 円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。【再掲】

(環境農政局神奈川県環境科学センター p44)

○ 職員室冷専エアコン交換工事代ほか2件(支払額計1,755,600円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

(教育委員会神奈川県立横浜桜陽高等学校 p70)

○ トレーニング室窓ガラス破損修理代ほか2件(支払額計114,500円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

(教育委員会神奈川県立横須賀高等学校 p73)

(c) 財産

○ 三崎漁港区域内漁港施設の用地等に係る占用許可5件(占有料計601,836円)について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。

(環境農政局神奈川県東部漁港事務所 p48)

○ 生活保護法に基づく扶助費にかかる返還金の収入未済 32 件、158,330 円 について、令和元年 10 月 1 日から令和 4年 5 月 1 日にかけて時効の完成により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。

(健康医療局神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター p55)

○ 県立公園における駐車場の料金徴収機器等の設置許可 10 件について、許可区分を誤って管理許可としたため、許可を取消して改めて設置許可をすべきところ時機を逸し、管理許可の取消及び設置許可が3月を超えて遅延していたうえ、許可日を遡っていた。

(県土整備局神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター p60)

○ 電柱の設置のための行政資産の使用許可について、神奈川県公営企業固定資産管理規程の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を行っていなかったものが4件あった。その結果、使用料2件、4,150円を過大に徴収しており、2件、1,860円が徴収不足であった。

(企業庁神奈川県企業庁平塚水道営業所 p64)

○ 電柱の設置などのための教育財産の目的外使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う行政財産の使用許可の変更について、令和3年4月1日までに変更許可すべきところ、これを行わないまま使用料を変更し、徴収していたものが5件あった。

(教育委員会神奈川県立荏田高等学校 p69)

○ 令和4年6月10日、同年8月10日及び令和5年1月27日に購入し、各購入日に業務の用に供した切手772枚、計67,028円について、印紙類出納簿へ受払いを記載していなかった。

(教育委員会神奈川県立松陽高等学校 p71)

(d) その他

○ 歯科検診歯科衛生士謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税4件、34.932円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。

(健康医療局神奈川県小田原保健福祉事務所 p54)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

(a) 支出

○ 免税軽油使用者証の交付を受けていた警察用船舶1隻について、平成27年度のエンジン交換時からエンジンの型式を誤って申請していたことが令和4年8月に判明したため、地方税法第144条の3に定める免税軽油の用途外使用により課税されることとなり、適正に申請していれば免除された軽油引取税60か月分、154,225円を支払っていた。【再掲】

(公安委員会神奈川県横浜水上警察署 p81)

(b) 財産

○ 被災者用民間賃貸住宅借上のための賃貸借契約に基づく敷金 11 件、 1,435,000 円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成 しておらず、債権として管理していなかった。【再掲】

(くらし安全防災局総務室 p39)

○ プール清掃用ロボット(1点、価格824,000円)が備品台帳に記録されていなかった。

(くらし安全防災局神奈川県総合防災センター p41)

○ 生活保護法に基づく扶助費にかかる返還金の収入未済 32 件、158,330 円 について、令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 5 月 1 日にかけて時効の完成により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。【再掲】

(健康医療局神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター p55)

- 河川使用料の収入未済1件、1,000 円について、令和元年度に時効により 債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。 (県十整備局神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター p61)
- 令和元年度から令和2年度にかけて教育局総務室から管理換えを受けた 高等学校用パソコン 82 点及び充電カート8点について、いずれも取得年度 に借用物品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める借用物品の管理に 係る手続を行っておらず、これらの手続が会計年度を超えて遅延していた。 (教育委員会神奈川県立新栄高等学校 p70)
- 賃貸借等により調達した職員室空調機3式(契約総額1,306,800円)及び電子複写機2台(単価契約)について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。【再掲】

(教育委員会神奈川県立山北高等学校 p76)

○ 30 年以上前に取得した自家発電設備について、建物に係る県有財産台帳に登録すべきところ、令和4年度に建物に係る県有財産台帳に登録替えを行うまで、誤って備品台帳(台帳価格7,860,817円)に登録していた。また、当該自家発電設備について、建物に係る県有財産台帳の補正が著しく遅延していた。【再掲】

(公安委員会神奈川県麻牛警察署 p82)

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

○ 該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

○ 神奈川県環境監視システム保守管理委託ほか5件(契約額計 23,235,036 円) について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。【再掲】

(環境農政局神奈川県環境科学センター p44)

○ 農業技術センター温室ネットワークシステム保守点検業務委託契約ほか3 件(契約額計9,196,000円) について、平成20年3月28日付け会計局総務課 長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(環境農政局神奈川県農業技術センター p46)

○ 神奈川県福祉・介護職員処遇改善支援事業業務委託契約(契約額 4,471,582 円)について、予定価格が 100 万円を超える随意契約であったため、平成 20 年3月 28 日付け会計局総務課長通知に基づき、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表が1年以上遅れていた。

(福祉子どもみらい局総務室 p49)

○ 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業についての協力金4件、7,524,560円の支払に当たり、申請書の受理から3月を超えて支払っていた。 【再掲】

(健康医療局医療危機対策本部室 p53)

○ 令和4年度給水装置工事サポートシステム運用業務委託契約(契約額 27,500,000 円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。【再掲】

(企業庁財務部会計課 p62)

○ 令和4年度英語資格検定試験活用促進支援事業の業務委託契約(単価契約、概算総価23,650,000円)について、県立高等学校等が締結する同委託契約に係る受注者の選定を随意契約(公募型プロポーザル方式)により行っており、また予定価格が100万円を超える契約であったにもかかわらず、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、契約結果の公表を行っていなかった。また、令和4年度県立高等学校等授業料収納データ作成等業務委託(単価契約、支払額2,881,543円)について、予定価格が100万円を超える随意契約であったため、同通知に基づき、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表が1年以上遅れていた。【再掲】

(教育委員会行政部財務課 p65)

○ 令和4年度神奈川県立総合教育センター文書整理等業務委託契約(契約額8,088,575円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(教育委員会神奈川県立総合教育センター p67)

○ 横須賀高等学校食堂運営業務委託契約(契約総額 1,865,160 円(総価契約)、令和4年度支払額 137,760 円(単価契約))について、平成 20 年 3 月 28 日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が 100 万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(教育委員会神奈川県立横須賀高等学校 p73)

○ 令和2年度の授業料1件、29,700 円について、就学支援金の認定により発生した過納金の還付手続を失念していたため、還付が1年を超えて遅れていた。

(教育委員会神奈川県立横須賀南高等学校 p74)

○ 教育財産の目的外使用許可に係る使用料1件、5,580円について、調定が3月を超えて遅れていた。

(教育委員会神奈川県立平塚農商高等学校 p75)

○ 教育財産の目的外使用許可の変更許可に係る使用料1件、3,320 円について、調定を行っていなかった。

(教育委員会神奈川県立相模向陽館高等学校 p76)

- スクールバス運行業務委託契約(契約額11,123,530円) について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 【再掲】 (教育委員会神奈川県立湘南支援学校 p79)
- 被留置者用食糧の供給業務契約(単価契約、支払額 2,707,790 円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が160万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(公安委員会神奈川県鎌倉警察署 p82)

○ 被留置者用食糧(相模原南警察署留置施設)の供給業務契約(単価契約、 支払額3,565,200円)について、予定価格が160万円を超える随意契約であっ たため、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に基づき、速やかに契約 結果を公表すべきところ、公表が1年以上遅れていた。

(公安委員会神奈川県相模原南警察署 p83)

- b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
 - ○該当なし。
- c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
 - ○該当なし。
- d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの
 - 意思決定支援専門アドバイザーへの令和4年5月分の謝金(1回分32,000円)を支払っていなかった。

(福祉子どもみらい局共生推進本部室 p49)

- e 上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの
 - ○該当なし。

(2) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因と ともに示すと次のとおりである。(上記(1)で示した事案も含む。)

ア 予算執行

○ 予算の執行に当たり、科目を誤っていたものがあった。 (16 か所) この不適切な取扱いは、予算の執行における科目についての理解や確認が不十 分であったことなどによるものである。

イ 収入

○ 使用料等の調定に当たり、3月を超えて遅れていたものがあった。 (3か所) この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、歳入の早期確保の観点から債権発生後に速やかに調定を行うという認識が欠如していたことなどによるものである。

ウ 支出

○ 公共料金等の支払に当たり、支払期限までに支払を行っていなかったものがあった。 (35 か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、会計管理システムによる決裁完了の確認や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

○ 講師等謝礼金の支払に当たり、事業実施後3月を超えて遅れていたものがあった。 (4か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、進行管理が不十分であったことなどによるものである。

エ 契約

○ 予定価格が 100 万円を超える随意契約について、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表していない又は公表が1年以上遅れているものがあった。 (15 か 所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

- 契約期間の開始日が令和4年4月1日である契約について、会計局長通知に反して同月30日までに契約を締結していなかったものがあった。 (12 か所) この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。
- 履行確認に当たり、検査調書を作成していなかったもの又は検査調書を作成していなかった場合に必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかったものがあった。 (8か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

○ 随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていたものがあった。 (5か所)

この不適切な取扱いは、見積合せを省略できる要件に対する理解が不十分であったこと、応札者が一者のみであったことから見積書の提出も一者のみで足りると認識していたことなどによるものである。

○ 契約期間の開始日が令和4年4月1日である契約について、契約日が令和4年4月2日以降であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていたものがあった。 (4か所)

この不適切な取扱いは、契約書作成時の確認が不十分であったことなどによる ものである。

○ 契約の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、遡及条項を設けて契約の効力を遡及させていたものがあった。 (4か所)

この不適切な取扱いは、通知に基づく特例が適用できるものと誤認したことなどによるものである。

○ 令和4年度の予算で執行する契約について、会計局長通知に反し、令和3年度中に契約を締結していた。 (3か所)

この不適切な取扱いは、財務規則等ついての理解や確認が不十分であったことなどによるものである。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、 家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードの契約に当たり、生徒からの申出がないにもかかわらず予備のカードを調達し、全く利用されないままオンライン授業の終了に伴い解約していたものがあった。これにより、 利用実績がない通信SIMカードの使用料を支払っていたものがあった。(3か 所)

この不適切な取扱いは、通信SIMカードの調達枚数の検討が不十分であったことなどによるものである。

○ 履行確認に当たり、期限までに検査を完了していなかったものがあった。 (3 か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

才 工事

○ 工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、所要の費用を過大に計上して積 算していたことなどにより、設計額、変更設計額又は変更契約額が過大又は過小 となっていたものがあった。(5か所)

この不適切な取扱いは、積算基準の理解や検算者の確認が不十分であったことなどによるものである。

力 財産

○ 行政財産の使用許可、教育財産の目的外使用許可又は普通財産の貸付けの手続を行わずに電柱等が設置されていたものに係る不当利得返還請求権に基づく使用 許可等前の期間に係る使用料等相当額の請求に当たり、事業者の消滅時効援用により請求額の一部が徴収できなかったものがあった。(8か所)

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であったことなどによるものである。

○ 物品の管理に当たり、神奈川県財務規則の規定に反して物品の出納に係る手続などを行っていなかったものがあった。 (4か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

○ 固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときなどに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていないことにより、建物台帳価格が過大又は過小となっていたものがあった。(4か所)

この不適切な取扱いは、財産例規に係る理解が不十分であったことなどによるものである。

○ 行政財産等の使用許可、教育財産の目的外使用許可又は借用地の貸付けについて、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例等の一部改正に伴う変更許可又は変更契約を行っていなかったものがあった。(4か所)

この不適切な取扱いは、変更許可等を行う必要がないと誤認したことなどによるものである。

- 行政財産の使用許可又は教育財産の目的外使用許可を行わずに、電柱に通信線等が共架されていて、使用料を徴収していなかったものがあった。 (3か所) この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であったことなどによるものである。
- 物品の管理に当たり、不用決定を行わないまま処分したものがあった。 (3 か 所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

キ その他

○ 謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定納期限内に納付を行っていなかったものがあった。(9か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、進行管理が不十分であったことなどによるものである。

3 要改善事項

要改善事項の9件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

ア 叙勲等受章者への知事祝電関係業務委託契約に関する件

(政策局知事室)

政策局知事室(以下「知事室」という。)において、叙勲等に係る祝電関係業務について、一括して発注することが可能であったのに、春と秋の業務実施の都度発注を行い、いずれも予定支出総額が100万円を超えないことから、見積合せにより随意契約を行っていた。

知事室では、春と秋の叙勲及び褒章に当たり、受章者に対して祝電を送付する業務について、外部事業者に委託して実施している。

そして、知事室は、本件業務の発注に当たっては、春と秋の業務実施の都度行っており、予定支出総額がいずれも 755,040 円で 100 万円を超えないことから、見積合せにより同一の事業者と随意契約を行っていて、その支払額は計 1,161,930 円であった。

しかしながら、本件業務は、業務実施の都度発注しなければならないものではなく、一括して発注することが可能であったものであり、一括して発注することとすれば、令和4年度の契約における予定支出総額から判断すると、競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになる。

したがって、今後、叙勲等に係る祝電関係業務の発注に当たっては、契約の競争性、透明性等を確保するため、一括して発注することにより競争入札とするよう改善する必要がある。

イ 庁舎警備業務委託契約及び機械警備業務委託契約に関する件

(福祉子どもみらい局神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所)

鎌倉三浦地域児童相談所(以下「相談所」という。)において、時間外、休日等における庁舎等の警備について、警備員による警備(以下「有人警備」という。)と機械警備を併用し、それぞれ委託して実施しているが、機械警備が行われている時間帯には有人警備も重複して行われており、機械警備を行う特段の必要性は認められないものであった。

相談所は、時間外、休日等における庁舎等の警備について、庁舎警備業務委託契約(契約総額14,256,000円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)及び機械警備業務委託契約(契約総額623,040円、契約期間:令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)により、外部事業者に委託して実施しており、有人警備と機械警備を併用している。

庁舎警備業務委託契約による有人警備ついては、相談所に児童の一時保護所が設置されておらず、夜間・休日に職員は不在となることから、平日の17時15分から翌日8時30分までの時間帯及び休日の8時30分から翌日8時30分までの時間帯において警備を行うもので、警備員は、庁舎及び構内を定時に巡視して施錠や消灯などを確認するほか、夜間・休日の時間帯の電話及び来所による相談や、警察、児童養

護施設、保護者などからの通報、連絡、問合せに対し、相談所の幹部職員等に電話で連絡をし、対応を引き継ぐなどの業務を行っており、令和4年度においては、78件の電話又は来所に対応し、そのうち約8割は緊急を要する案件として幹部職員に引き継いでいる。一方、機械警備等業務委託契約による機械警備については、毎日22時から翌日6時までの時間帯において、警備機器による監視等を行うものである。

このため、機械警備が行われている 22 時から翌日 6 時までの時間帯においては、有人警備も重複して行われている状況となっていたが、相談所は、有人警備について、上記のような業務を行っていることから、児童の保護体制の維持等のために必要であって、機械警備により代替できるものではないとしている。一方で、有人警備においては、警備員はいつでも職責を遂行できる体制をとらなければならないとされていることから、機械警備が行われている上記の時間帯について、有人警備を行っているのであれば、これと重複して機械警備を行う特段の必要性は認められない。なお、機械警備を廃止することより、22 時から翌日 6 時までの時間帯の警備は警備員 1 名のみの体制となるが、現に、有人警備のみを行っている他の県機関においても、夜間を通じて警備員 1 名のみの体制としている機関が複数あり、特段問題は生じていないことから、機械警備を廃止することにより警備体制が脆弱になる懸念はないものと認められる。

したがって、相談所における庁舎等の警備について、経費の削減等に資するため、 機械警備業務委託契約による機械警備を行わないこととするよう改善する必要があ る。

ウ 車検等請負契約に関する件

(県土整備局神奈川県厚木土木事務所)

厚木土木事務所(以下「事務所」という。)では、保有等する自動車について、 道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備(以下「車検等」とい う。)の実施に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車1台ご とに、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者(以下「指定 自動車整備事業者」という。)と一者随意契約を行っていた。

事務所は、土木事業の執行及び道路、河川等の管理、取締り等に関する事務並びに建築及び開発行為の規制等に関する事務を行っており、その事務の用に供するために、令和4年度末現在で15台の自動車を保有等している。

そして、事務所は上記の自動車に係る車検等の実施に当たっては、車検等の都度、 自動車1台ごとに、予定価格が少額であることを理由として、指定自動車整備事業 者と一者随意契約を行っており、令和4年度においては、延べ26台の自動車につい て車検等を実施し、その支出総額は1,831,438円となっている。

しかしながら、車検等は、いずれも道路運送車両法等で定められた共通の検査項目及び実施方法により年間を通じて定期的に行われるものであり、車検等に要する経費は保安確認検査料等及びこれらに伴って生ずる消耗物品に要する経費等に限られたものとなっていることから、検査項目ごとに単価を設定するなどして一括した予定価格を作成し、通年の契約とすることが可能であると認められる。

また、事務所の所在地周辺には、複数の指定自動車整備事業者が存在しているこ

となどから、前記の車検等に係る支出総額を踏まえると、車検等を実施する自動車を一括して契約することとして予定価格を作成し、競争入札により契約を締結することが可能な状況になっていると認められる。

なお、事務所は、車検等の際に併せて修理等を行うこととなった場合には、その 金額をあらかじめ見積もることは困難であり、車検等を実施する自動車を一括して 契約することはできないとしているが、こうした修理等については、その発生の都 度、別に見積書を徴して発注を行うことなどにより対応することが可能であると認 められる。

したがって、事務所が保有等している自動車の車検等に係る契約について、車検等の都度、自動車1台ごとに一者随意契約を行うのではなく、契約の競争性、公正性及び透明性を確保するため、一括して競争入札とするよう改善する必要がある。

エ 川和遊水地管理棟の機械警備業務委託契約に関する件

(県土整備局神奈川県横浜川崎治水事務所)

横浜川崎治水事務所(以下「事務所」という。)において、川和遊水地管理棟 (以下「管理棟」という。)の機械警備業務委託契約について、長期継続契約とす ることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度契約を締 結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

管理棟は、事務所が管理する行政財産であり、川和遊水地の管理のため、遊水地のゲート排水操作設備、非常用発電設備、遠隔監視設備等が設置されているほか、鶴見川や川和遊水地について周知・啓発するための展示コーナーなどが設けられている。

事務所は、管理棟の時間外、休日等における機械警備業務を外部事業者に委託して実施しているが、機械警備業務については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等の規定により、長期継続契約を締結することができるものとされているにもかかわらず、合理的な理由がないまま単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約(契約額181,500円)を行っていた。

しかしながら、機械警備業務委託契約について長期継続契約に移行すれば、受注者の決定は、財政課長通知により、競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。また、機械警備業務委託契約については、過去の監査結果において、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められているところである。

したがって、管理棟の機械警備業務委託契約について、契約の競争性、透明性等を確保するとともに、経費削減や業務効率の向上に資するため、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

オ 土地整備委託契約に関する件

(企業庁財務部財産管理課)

企業局財務部財産管理課(以下「財産管理課」という。)において、普通資産として管理する2か所の土地における草刈り等の業務について、いずれも一括して発注することが可能であったのに、それぞれ年2回の業務実施の都度発注を行い、いずれも予定価格が50万円未満であることから、見積合せを省略して同一業者と一者随意契約を行っていた。

財産管理課では、企業庁が保有する普通資産等の管理を行っており、これらの普通資産として管理する「旧相模湖1号職員公舎及び相模ダム関連用地」及び「南足柄東部工業団地事業区域外保有土地」の2か所の土地における草刈り等の業務について、防犯上の理由等から、それぞれ年2回、外部事業者に委託して実施している。そして、財産管理課は、委託先業者への発注に当たっては、両箇所とも、それぞれ年2回の業務実施の都度行っており、いずれも予定価格が50万円未満であることから、「神奈川県公営企業財務規程の運用について」第157条の2関係第3項第5号を適用して見積合せを省略し、同一業者と一者随意契約を行っており、その契約額は、次表のとおりとなっていた。

| 箇所名 | 回数 | 契約額 |
|----------------------------|-----|----------|
| 旧相模湖1号職員公舎及び相模ダム関連用地 | 1回目 | 369,600円 |
| TIAT的契明 I 万城兵ム音次UT的英クム国連市地 | 2回目 | 429,000円 |
| 南足柄東部工業団地事業区域外保有土地 | 1回目 | 440,000円 |
| | 2回目 | 440,000円 |

しかしながら、本件業務は、業務実施の都度発注しなければならないものではなく、一括して発注することが可能であったものであり、両箇所とも、一括して発注することとすれば、令和4年度の契約における予定価格から判断すると、見積合せを行うこととなるため、契約の競争性、透明性等が向上することとなるほか、契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。

したがって、今後、両箇所における草刈り等の業務の発注に当たっては、契約の競争性、透明性等を向上させるとともに、業務効率の向上に資するため、業務実施の都度行うのではなく、一括して発注するよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 ア 行政財産の使用許可取扱要領の運用に関する件

(総務局財産経営部財産経営課)

子ども自立生活支援センター(以下「センター」という。)において、入所児童・生徒の教育施設として平塚市がセンター内に設置する小学校及び中学校の分校(以下「分校」という。)について、県の必要とする事務又は事業を行わせるために使用させる場合に該当するとして使用許可を行っていなかったが、行政財産の使用許可取扱要領(以下「要領」という。)第 16 条では、使用許可を必要としない場

合が限定列挙されているところ、分校設置のための施設の使用はこれらのいずれに も該当しておらず、事務処理が適切を欠く結果となっていた。

センターは、乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設が一体となった施設であり、県では、児童心理治療施設に入所する児童の教育を受ける権利を保障するため、平成29年3月に平塚市と協定を締結し、同年4月のセンター開設と同時に、平塚市がセンター内に分校を設置することとなった。

そして、センターは、平塚市による分校設置のための施設の使用について、「神奈川県県有財産規則の運用について」(以下「運用通知」という。)第 26 条関係第 3 項の規定を踏まえ、県の必要とする事務又は事業を行わせるため使用させる場合に該当し、許可の対象とはならないとして使用許可を行っていなかった。

一方、知事部局における財産管理に関する事務は、総務局財産経営部財産経営課 (以下「財産経営課」という。)が制度を所管しており、各財産管理者は、神奈川 県県有財産規則等の関係諸規程に基づき、行政財産の使用許可等の財産管理事務を 行っている。

そして、財産経営課は、分校設置のための施設の使用について、使用許可の対象とならないとすること自体は運用通知の趣旨に合致するとしているものの、行政財産の使用許可に係る具体的な取扱いを定めた要領第 16 条では、行政財産の使用に当たり使用許可を要しない場合について第1号から第 11 号まで限定列挙されており、分校設置のための施設の使用はこれら各号のいずれにも該当しておらず、事務処理が適切を欠く結果となっていた。

したがって、財産経営課において、運用通知第 26 条関係第 3 項の規定の趣旨に鑑み、要領第 16 条の見直しを行い、分校設置のための施設の使用について、使用許可を要しない場合として追加するなど、県機関の財産管理事務が適切に行われるよう改善する必要がある。

イ 保険医療機関の開放性の確保に関する件

(福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課、福祉部障害サービス課) ※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課(以下「子ども家庭課」という。)が所管する子ども自立生活支援センター並びに福祉部障害サービス課(以下「障害サービス課」といい、子ども家庭課と合わせて「2所属」という。)が所管するさがみ緑風園及び中井やまゆり園(以下、子ども自立生活支援センターと合わせて「3施設」という。)に設置され、保険医療機関としての指定を受けた診療所について、受診者が施設入所者及び施設関係者(注)(以下「施設入所者等」という。)に限られているなど、全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を有しているとは認められない状況であった。

子ども家庭課が所管する子ども自立生活支援センターは、乳児院、福祉型障害児 入所施設及び児童心理治療施設の3つの施設が一体となって、心理・医療等の専門 的ケアを行う県直営施設である。また、障害サービス課が所管するさがみ緑風園及 び中井やまゆり園は、いずれも障害者総合支援法第5条に規定する県直営の障害者 支援施設である。そして、3施設には、施設内に保険医療機関として指定を受けた 診療所がそれぞれ設置されており、施設入所者等の診療、健康管理等を行っている。

一方、健康保険法第 63 条第 3 項等においては、療養の給付を受けようとするものは自己の選定する保険医療機関等から給付を受けることとされていることから、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を有することが必要であるとされている。

そこで、3施設の各診療所における令和4年度の診療実績について受診者の区分別に調査したところ、表1のとおり、子ども自立生活支援センターにおいては、施設入所者が延べ760人、施設関係者が延べ121人、さがみ緑風園においては、施設入所者のみで延べ9,889人、中井やまゆり園においては、施設入所者のみで延べ4,215人となっており、各診療所の受診者は、施設入所者等に限られている状況で、特に、さがみ緑風園及び中井やまゆり園においては施設入所者のみとなっている状況であった。

(表1) 令和4年度における診療所の延べ患者数

単位:延べ人

| 施設名 | 施設入所者 | 施設関係者 | 一般患者 |
|---------------|--------|-------|------|
| 子ども自立生活支援センター | 760 | 121 | 0 |
| さがみ緑風園 | 9, 889 | 0 | 0 |
| 中井やまゆり園 | 4, 215 | 0 | 0 |

このことについて、2所属は、各診療所においては、保険医療機関としての診療に当たり、一般患者の受入れを拒否してはいないとしているが、3施設においては、一般患者を受け入れるに当たり、具体的な診療方法等を検討していないことに加え、施設固有の事情として、診療所への動線を施設入所者の生活空間と分離することや、施設入所者の安全を確保することなどが必要であったが、これらについても具体的な検討を行っておらず、一般患者を受け入れる態勢が整備されていない状況であった。また、施設の外部等から見て、保険医療機関である診療所が施設内にあることを認知することが極めて困難な状況であることに加え、3施設のホームページにおいても、診療所が保健医療機関として指定を受けていることや保険医療機関としての診療に係る情報など、一般患者が受診に当たり必要とする情報を提供していない状況であった。

なお、保険医療機関の指導を所管する厚生労働省の見解では、特別養護老人ホームなど特定の施設の中にあっても、診療を行う相手を限定している場合は保険医療機関の指定を受けられず、自ら指定を辞退又は廃止するか、指定を継続する場合は是正の必要があるとしている。

以上のように、各診療所は、受診者が施設入所者等に限られているなど、全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を有しているとは認められない状況であった。

また、各診療所における令和4年度の収支状況をみると表2のとおりであり、いずれの診療所においても支出が収入を上回っている状況で、収支差額は、子ども自立生活支援センターにおいては、57,743,294円のマイナス、さがみ緑風園においては、294,343,490円のマイナス、中井やまゆり園においては、17,603,239円のマイナスとなっており、診療所の運営に多額の県の一般財源が充てられている現状からすれば、引き続き、各診療所を保険医療機関として運営していくためには収支の改善に向けた取組を行うことが必要であると認められる。

(表2) 令和4年度における診療所の収支状況

単位:円

| 施設名 | 収入(A) | 支出(B) | 収支差額(A)-(B) |
|---------------|--------------|---------------|------------------------|
| 子ども自立生活支援センター | 14, 205, 220 | 71, 948, 514 | ▲ 57, 743, 294 |
| さがみ緑風園 | 15, 689, 091 | 310, 032, 581 | ▲ 294, 343, 490 |
| 中井やまゆり園 | 8, 931, 615 | 26, 534, 854 | ▲ 17, 603, 239 |

したがって、以上のような状況を踏まえ、2所属において、3施設の各診療所について、引き続き保険医療機関として運営を行っていくかについて検討した上で、次のとおり改善する必要がある。

- ア 保険医療機関として運営を行わないこととした場合には、自ら指定を辞退又 は廃止すること
- イ 今後とも保険医療機関として運営を行っていくこととした場合には、各診療所における保険医療機関としての開放性が適切に確保されるよう、前記の施設固有の事情への対応や具体的な診療方法等を決定するなど、一般患者の受入態勢を速やかに整備するよう3施設を指導するととともに、福祉子どもみらい局のホームページにおいて保険医療機関としての各診療所の情報をまとめて掲載するなど、一般患者が受診に当たり必要とする情報を適切に提供すること
 - (注) 施設関係者 施設入所者以外の施設利用者、施設の元利用者、施設職員等の施設と何らかの関連がある者

ウ 診療業務委託契約に関する件

(福祉子どもみらい局神奈川県立中井やまゆり園)

中井やまゆり園における診療業務委託契約(以下「委託契約」という。)について、仕様書において医師等の配置日数が明確に規定されていないにもかかわらず、確定契約としていたため配置実績に基づいた精算を行うことはできず、契約金額の全額を支払っていた。

中井やまゆり園では、利用者の健康上の管理等を目的として診療所を設置しており、診療所における診察、検診等の業務については、県職員が実施するほか、外部の医療機関と委託契約(令和4年度契約額 15,675,000 円)を締結して実施している。そして、中井やまゆり園では、委託契約に係る仕様書において、医師について

「月曜日から金曜日までのうち2日~4日」配置するとしているなど医師等の配置 日数が明確に規定されていないにもかかわらず、確定契約としていたため配置実績 に基づいた精算を行うことはできず、契約金額の全額を支払っていた。

そこで、医師の配置日数について、令和4年度における予定価格算定の際の配置要件と実際の配置実績を比較したところ、予定価格算定の際には週3回の配置を想定し、年間で151日としていたが、実際には、令和4年度当初から週2回の配置となっており、年間で105日となっていた。一方、薬剤業務のできる薬剤師・看護師等の配置状況については、予定価格算定の際には年間で70日の配置としていたが、実際には年間で103日の配置となっていた。その結果、医師及び薬剤師・看護師等に係る給与費及び旅費(以下「給与費等」という。)について、積算額と配置実績に基づく算定額(以下「実績額」という。)に開差が生じることとなり、給与費等の実績額(計8,695,600円)が積算額(計10,595,500円)を1,899,900円下回る状況となっていた。

以上のように、委託契約に係る仕様書において、医師等の配置日数が明確に規定されていないにもかかわらず、配置実績に基づいた精算を行うことができない確定契約とし、実際にも医師及び薬剤師・看護師等に係る給与費等について、積算額と実績額に相当な開差が生じる状況となっていたのに、契約金額の全額を支払っていた事態は適切とは認められない。

したがって、中井やまゆり園において、医師等の配置日数について委託契約に係る仕様書に明確に規定することなどにより、委託契約に係る支払額が業務の実績を 反映した適切なものとなるよう改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は160か所であり、また、認められなかった箇所は387か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

なお、前記「2 不適切事項」の「(1) 特記すべき事案」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

ア 政策局(6か所、10件)

⑦ 本庁機関(4か所、5件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|----------|-----------------------------|
| 知事室 | 令和5年8月 | (要改善事項) |
| | 30日及び同年 | 「叙勲等受章者への知事祝電関係業務委 |
| | 9月22日(令 | 託契約に関する件」(前記3(1)ア参照) |
| | 和5年7月12 | |
| | 日職員調査) | |
| いのち・未来戦略本 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 部室 | 30日(令和5 | 財産管理事務において、県が所有する育 |
| | 年7月6日及 | 成者権(農産物、県の持分2分の1)につ |
| | び同月7日職 | いて、これを維持することを企図していた |
| | 員調査) | にもかかわらず、種苗法第45条第6項に規 |
| | | 定される期限までに登録料を納付しておら |
| | | ず、同条第7項の規定に基づき追納してい |
| | | た。その結果、同法同条第8項の規定に基 |
| | | づき追納に当たり納付しなければならない |
| | | 割増登録料 36,000 円のうち県の持分に相当 |
| | | する 18,000 円を負担していた。 |
| 総務室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 30日及び同年 | 1 予算の執行において、システムLin |
| | 9月21日 (令 | y利用料 1,320,000 円の執行に当たり、 |
| | 和5年7月6 | 「(節)使用料及び賃借料」とすべきと |
| | 日職員調査) | ころ、「(節)負担金、補助及び交付 |
| | | 金」で執行していた。〔特記前出〕 |
| | | 2 契約事務において、第26回参議院議員 |
| | | 通常選挙に係る選挙公報の印刷請負契約 |
| | | (単価契約・支払額120,774,887円) につ |

| | いて、予定価格が3,000万円以上であった |
|---------|-------------------------------|
| | ことなどから、「地方公共団体の物品等 |
| | 又は特定役務の調達手続の特例を定める |
| | 政令」の規定が適用される契約(以下、 |
| | 「特定調達契約」という。)に係る入札 |
| | 手続を行ったが、入札説明書の入札金額 |
| | の記載方法を誤ったことにより入札が中 |
| | 止となった後、緊急性があるとして実施 |
| | した随意契約の締結に当たり、神奈川県 |
| | 財務規則運用通知に定める見積合せを省 |
| | 略できる要件に該当しないにもかかわら |
| | ず、一者随意契約により契約を締結して |
| | いた。〔特記前出〕 |
| 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 30日及び9月 | 予算の執行において、第 26 回参議院議員 |
| 21日(令和5 | 通常選挙に係るインターネット広告等配信 |
| 年7月10日職 | 業務委託契約(契約額4,818,000円)の執行 |
| 員調査) | に当たり、「(節)委託料」とすべきとこ |
| | ろ、「(節)役務費」で執行していた。 |
| | 〔特記前出〕 |
| | 30日及び9月 21日(令和5 年7月10日職 |

(4) 出先機関(2か所、5件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|---------|--------------------------|
| 神奈川県横須賀三浦 | 令和5年4月 | (不適切事項) |
| 地域県政総合センタ | 27日(令和5 | 契約事務において、庁用自動車運行管理 |
| _ | 年3月2日、 | 業務委託契約(契約総額3,568,400円、契約 |
| | 同月3日、同 | 期間:令和4年4月1日から令和5年3月 |
| | 月6日及び同 | 31日まで)について、契約期間の開始日が |
| | 月7日職員調 | 令和4年4月1日であるため、会計局長通 |
| | 查) | 知に基づき同月30日までに契約すべきとこ |
| | | ろ、同年5月6日に締結していた。 |
| 神奈川県県央地域県 | 令和5年4月 | (不適切事項) |
| 政総合センター | 28日(令和5 | 1 支出事務において、厚木合同庁舎昇降 |
| | 年3月6日か | 機保守点検業務委託契約(契約額495,000 |
| | ら同月9日ま | 円)に係る令和4年4月分の支払額 |
| | で職員調査) | 41,250円について、契約で定められた期 |

限までに支払を行っていなかった。 2 工事事務において、令和3年度伊勢沢 林道過年災害復旧工事(公共)ほか1件 の変更設計額の積算に当たり、変更で追 加した仮設の敷鉄板の運搬費について、 往復分を計上すべきところ、誤って片道 分のみを計上して積算していたため、変 更後の設計額(計58,414,400円)が 133,100円過小であった。その結果、変更 後の契約額(計54,468,700円)が128,700 円過小であった。〔特記前出〕 3 財産管理事務において、第二種電柱1 本及び支線1条に係る行政財産の使用許 可について、事業者が許可申請せずに設 置していることを設置から10年以上経過 した令和4年10月に認識したため、不当 利得返還請求権に基づく使用許可前の期 間に係る使用料相当額86,429円のうち 52,929円について、事業者の消滅時効援 用により徴収できなかった。 4 歳計外現金事務において、中高年ホー ムファーマー事業の体験研修指導謝礼金 に係る所得税及び復興特別所得税1件、 490円について、法定納期限内に納付を行

イ 総務局(6か所、10件)

(7) 本庁機関(4か所、8件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|---------|---------|--------------------------|
| 総務室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 30日(令和5 | 1 支出事務において、次のとおり誤りが |
| | 年7月10日職 | あった。 |
| | 員調査) | (1) 追録代ほか1件、33,737円について、 |
| | | 政府契約の支払遅延防止等に関する法律 |
| | | に定められている期限までに支払を行っ |
| | | ていなかった。〔特記前出〕 |

っていなかった。

| | | (a) AT. (FED) |
|--|------------------|--------------------------|
| | | (2) 令和4年度分NHK放送受信料1件、 |
| | | 282,084円について、支払期限までに支 |
| | | 払を行っていなかった。 |
| | | (3) タクシー利用料(1件、17,520円)に |
| | | ついて、予期できた経費であったため、 |
| | | 資金前渡により支払うべきところ、職員 |
| | | が立て替えて支払っていた。〔特記前 |
| | | 出 |
| | | 2 契約事務において、県有財産(普通財 |
| | | 産)における敷地等除草業務委託に係る |
| | | 変更契約(変更後契約額4,802,600円)に |
| | | ついて、契約相手方に対し変更契約書へ |
| | | 記名押印を求めるべきところ、記名のみ |
| | | で押印をさせていなかった。〔特記前 |
| | | 出) |
| デジタル戦略本部室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 30日(令和5 | 1 支出事務において、令和4年度第1回 |
| | 年7月14日職 | 神奈川県データ統合連携基盤の整備に係 |
| | 員調査) | る検討会の委員報酬90,000円について、 |
| | | あらかじめ定めた支払期限までに支払を |
| | | 行っていなかった。 |
| | | 2 契約事務において、神奈川県マイナン |
| | | バーカード交付申請支援会場運営業務委 |
| | | 託契約(契約額8,049,195円)について、 |
| | | 受託者による第三者への再委託に当た |
| | | り、契約で定められた書面による事前の |
| | | 承認を行っていなかった。 |
| 財政部税務指導課 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 30日(令和5 | 支出事務において、令和4年度自動車税 |
| | 年7月21日職 | |
| | 十万21日版 員調査) | 務委託契約(単価契約、支払額1,995,560 |
| | | 円)に係る差押予告通知書用紙作成業務及 |
| | | び差押予告通知書データ印字等業務分 |
| | | 880,563円について、契約で定められた期限 |
| | | までに支払を行っていなかった。 |
| H本权崇加H本体 | △和 E 左 O □ | |
| 財産経営部財産経営 | ア州3年8月 | (要改善事項) |

| 課 | 30日(令和5 | 「行政財産の使用許可取扱要領の運用に |
|---|---------|--------------------|
| | 年7月18日職 | 関する件」(前記3(2)ア参照) |
| | 員調査) | |
| | | |

(() 出先機関(2か所、2件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|---------|--------------------------|
| 神奈川県高津県税事 | 令和5年4月 | (不適切事項) |
| 務所 [既報告] | 25日(令和5 | 契約事務において、リンクス溝の口事務 |
| | 年2月16日職 | 室等清掃業務委託(契約額1,370,600円)に |
| | 員調査) | ついて、平成20年3月28日付け会計局総務 |
| | | 課長通知に反し、予定価格が100万円を超え |
| | | る随意契約であったにもかかわらず、契約 |
| | | 結果を公表していなかった。 |
| 神奈川県自動車税管 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 理事務所 | 30日(令和5 | 契約事務において、産業廃棄物の収集運 |
| | 年2月9日職 | 搬及び処分業務委託契約ほか1件(概算総 |
| | 員調査) | 価額計65,604円)の締結に当たり、会計局 |
| | | 長通知による契約書作成日の特例に該当し |
| | | ないにもかかわらず、契約締結日である令 |
| | | 和4年5月12日又は同年6月14日から遡 |
| | | 及して、同年5月1日又は同年6月1日か |
| | | ら契約の効力が生じることとしていた。 |

ウ くらし安全防災局(6か所、10件)

(7) 本庁機関(4か所、7件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|---------|---------|------------------------|
| 総務室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 22日及び同年 | 1 予算の執行において、次のとおり誤り |
| | 9月22日(令 | があった。 |
| | 和5年6月15 | (1) 気象庁との情報システム共同利用に係 |
| | 日職員調査) | る負担金収入1件、208,032円について、 |
| | | (款) 諸収入(項)負担交付収入(目) |
| | | 総務負担交付収入(節)安全防災費負担 |
| | | 交付収入で収入すべきところ、(款)使 |
| | | 用料及び手数料(項)使用料(目)総務 |
| | | 使用料(節)安全防災費使用料で収入し |
| | | ていた。 |

| | | (2) 被災地派遣職員の旅費に係る負担金収 |
|---|-------------------------------|---|
| | | 入17件、1,884,594円について、(項)負 |
| | | 担交付収入(目)総務負担交付収入 |
| | | (節)総務費職員費負担交付収入で収入 |
| | | すべきところ、(項)雑入(目)雑入 |
| | | (節)総務費雑入で収入していた。 〔特 |
| | | 記前出 |
| | | 『LEI][11] 2 契約事務において、救命情報システム |
| | | |
| | | 運営事業委託契約(契約額9,676,890円) について、契約期間の開始日が令和4年 |
| | | |
| | | 4月1日であるため、会計局長通知に基 |
| | | づき同年4月30日までに契約すべきとこ |
| | | ろ、同年5月6日に締結していた。 3 財産管理事務において、被災者用民間 |
| | | 5 別座官垤事務にねいて、板火有用民間 賃貸住宅借上のための賃貸借契約に基づ |
| | | |
| | | く敷金11件、1,435,000円について、神奈 |
| | | 川県財務規則の規定に反し、債権管理表 |
| | | を作成しておらず、債権として管理して |
| 7十、〈〈〈 女刀 左→トトル ななて田 7十 〈〈〈 | | いなかった。〔特記前出〕 |
| 防災部危機管理防災 | | |
| 課 | 22日(令和5 | |
| | | 包括登録申請料(印紙代)1件、1,850円に |
| | - , ,,,,, | ついて、前渡金精算報告が3月を超えて遅 |
| 7-1// | 員調査) | れていた。 |
| 防災部消防保安課 | | (不適切事項) |
| | 22日(令和5 | |
| | - | 法第14条第1項に規定される製造のための |
| | , , , , , | 施設等の変更許可1件(標準処理期間13 |
| | 員調査) | 日)について、申請書を受理した後に事務 |
| | | 処理を失念したため、許可が3月を超えて |
|) >) | Λ <i>τ</i> , = <i>t</i> , ο ι | 遅れていた。 |
| くらし安全部くらし | | |
| 安全交通課 | 22日(令和5 | |
| | | 資金貸付金(貸付額300,000円)の貸付決定 |
| | 員調査) | について、神奈川県財務規則の規定に基づ |
| | | き、総務室長が決裁すべきところ、これに |
| | | 反し、くらし安全部長が決裁していた。 |

(1) 出先機関(2か所、3件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|---------|-------------------------|
| | | |
| 神奈川県温泉地学研 | 令和5年3月 | (不適切事項) |
| 究所 [既報告] | 16日(令和5 | 支出事務において、次のとおり誤りがあ |
| | 年1月11日職 | った。 |
| | 員調査) | 1 エックス線回折装置賃借料ほか1件(|
| | | 契約額計10,973,160円)に係る令和4年 |
| | | 6月分の支払額2件、164,670円につい |
| | | て、契約で定められた期限までに支払を |
| | | 行っていなかった。 |
| | | 2 令和4年4月分の電気代1,089円の支 |
| | | 払に当たり、口座振替指定日までの支出 |
| | | 手続を行っていなかった。これにより、 |
| | | 前渡金受領職員公共料金口座の残高不足 |
| | | が生じたため、同年3月分のモバイルM |
| | | 2M回線使用料2,640円を支払期限より |
| | | 後に支払っていた。 |
| 神奈川県総合防災セ | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| ンター | 20日(令和5 | 物品管理事務において、プール清掃用ロ |
| | 年3月22日職 | ボット(1点、価格824,000円)が備品台帳 |
| | 員調査) | に記録されていなかった。〔特記前出〕 |

エ 国際文化観光局(3か所、3件)

(7) 本庁機関(2か所、2件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|----------|---------|---------------------------|
| <u> </u> | 血且天旭日 | <u> </u> |
| 総務室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 22日(令和5 | 契約事務において、令和4年度元神奈川 |
| | 年6月27日職 | 県国際研修センター(ドーミー二俣川)設 |
| | 員調査) | 備維持管理点検業務委託契約(契約額 |
| | | 3,883,000円) について、一般競争入札によ |
| | | り落札者を決定していたにもかかわらず、 |
| | | 業務の一部を履行できなくなったことによ |
| | | り、当該落札者以外の者を含めた3者によ |
| | | る契約を締結していた。 |
| 国際課 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 22日(令和5 | 契約事務において、令和4年度元神奈川 |
| | 年6月27日職 | 県国際研修センター(ドーミー二俣川)設 |
| | 員調査) | 備維持管理点検業務委託契約(契約額 |
| | | 3,883,000円) について、一般競争入札によ |

| | り落札者を決定していたにもかかわらず、 |
|--|---------------------|
| | 業務の一部を履行できなくなったことによ |
| | り、当該落札者以外の者を含めた3者によ |
| | る契約を締結していた。 |
| | |

(() 出先機関(1か所、1件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|---------|----------------------|
| 神奈川県パスポート | 令和5年6月 | (不適切事項) |
| センター | 28日(令和5 | 契約事務において、複写サービスの契約 |
| | 年4月21日職 | 2件(契約期間:令和4年4月1日から令 |
| | 員調査) | 和7年3月31日まで)の締結に当たり、契 |
| | | 約日が令和4年4月19日及び令和4年4月 |
| | | 21日であるにもかかわらず、契約の効力に |
| | | ついて遡及条項を設けることなくその効力 |
| | | を遡及させていた。 |

オ スポーツ局(1か所、4件)

出先機関(1か所、4件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|---------------------------------------|--|
| 神奈川県立スポーツ | 令和5年6月 | (不適切事項) |
| センター | 26日(令和5 年3月15日及 び同月16日職 員調査) | 1 支出事務において、令和4年3月分の 公衆電灯料1,788円の支払に当たり、口座 振替指定日までの支出手続を行っていな かった。これにより、前渡金受領職員公 共料金口座の残高不足が生じたため、同 年2月分の公衆無線LANインターネット接続料3,520円が支払期限より後に支払 われることとなった。 2 契約事務において、次のとおり誤りが あった。 (1) 折りたたみプールフロア4台の購入 (予定価格 352,000 円) に当たり、神 奈川県財務規則運用通知に定める見積 合せを省略できる要件に該当しないに もかかわらず、一者随意契約を行って いた。 (2) 令和4年度かながわパラスポーツ推 進強化事業業務委託ほか3件(契約額 計31,401,000 円)について、平成20 年3月28日付け会計局総務課長通知 に反し、予定価格が100万円を超える |

| かた女生が分~です。 ナーフェス・ス・ス・ス・ス・ス・スコーク・スター |
|-------------------------------------|
| 随意契約であったにもかかわらず、契 |
| 約結果を公表していなかった。〔特記 |
| 前出〕 |
| 3 財産管理事務において、都市ガス供給 |
| のためのガバナ施設に係る行政財産の使 |
| 用許可について、設置当初は所属のみに |
| ガスを供給していたため許可が不要であ |
| ったが、その後、所属以外の近隣需要家 |
| へもガスを供給するようになったことに |
| 気付かず、近隣需要家への供給開始から |
| 10年以上経過した令和3年7月にこのこ |
| とを認識したため、不当利得返還請求権 |
| に基づく使用許可前の期間に係る使用料 |
| 相当額1,185,582円のうち784,222円につ |
| いて、事業者の消滅時効援用により徴収 |
| できなかった。 |

カ 環境農政局 (16 か所、29 件)

(7) 本庁機関(5か所、6件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|---------|---------|-------------------------|
| 総務室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 8日(令和5 | 1 支出事務において、脱炭素社会の実現 |
| | 年6月19日職 | に向けた普及啓発ツール作成等業務委託 |
| | 員調査) | に関するプロポーザル方式審査会に係る |
| | | 報償費3件、54,000円について、支払が |
| | | 履行確認後3月を超えて遅れていた。 |
| | | 2 契約事務において、かながわ環境整備 |
| | | センター汚泥処理業務委託契約(単価契 |
| | | 約、概算総価額2,805,000円、契約期間: |
| | | 令和4年4月1日から令和5年3月31日 |
| | | まで)及びかながわ環境整備センター施 |
| | | 設維持管理業務委託契約ほか2件(契約 |
| | | 額計85,377,204円、契約期間:令和4年 |
| | | 4月1日から令和5年3月31日まで) に |
| | | ついて、契約期間の開始日が令和4年4 |
| | | 月1日であるため、会計局長通知に基づ |
| | | き同月30日までに契約すべきところ、同 |
| | | 年5月2日又は同月9日に締結してい |
| | | た。また、契約日を同月2日又は同月9 |

| | | 日とすべきところ、いずれも同年4月28 |
|-----------|---------|----------------------------|
| | | 日としていた。 〔特記前出〕 |
| 脱炭素戦略本部室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 8日 (令和5 | 契約事務において、脱炭素社会の実現に |
| | 年6月29日及 | 向けた普及啓発ツール作成等業務委託契約 |
| | び同月30日職 | (契約額9,693,640円) について、ウェブペ |
| | 員調査) | ージ作成期限、広告配信期間の始期などの |
| | | 期日の経過後に、変更契約書を締結し、こ |
| | | れらの期日を変更していた。 |
| 環境部資源循環推進 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 課 | 8日(令和5 | 財産管理事務において、共架電線4本及 |
| | 年6月26日職 | び変圧器2台に係る普通財産の貸付契約に |
| | 員調査) | ついて、事業者が貸付申請せずに設置して |
| | | いることを設置から10年以上経過した令和 |
| | | 4年5月に認識したため、不当利得返還請 |
| | | 求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付 |
| | | 料相当額184,971円のうち113,419円につい |
| | | て、事業者の消滅時効援用により徴収でき |
| | | なかった。 |
| 緑政部自然環境保全 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 課 | 8日(令和5 | 契約事務において、わな用遠隔監視装置 |
| | 年6月28日職 | の通信契約(契約額52,800円)について、 |
| | 員調査) | 見積書を提出させる前に契約を開始させて |
| | | いた。 |
| 農水産部畜産課 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 8日(令和5 | 契約事務において、令和4年度畜産経営 |
| | 年6月22日職 | 技術高度化促進事業業務委託契約(契約額 |
| | 員調査) | 4,111,000円)について、受注者に個人情報 |
| | | を扱わせているにもかかわらず、契約で定 |
| | | められた個人情報を廃棄又は消去した旨の |
| | | 証明書及び契約で定められた個人情報取扱 |
| | | 責任者及び業務に従事する者の届出を提出 |
| | | させていなかった。 |

(4) 出先機関(11か所、23件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|---------|---------------------|
| 神奈川県環境科学セ | 令和5年5月 | (不適切事項) |
| ンター | 15日(令和5 | 1 契約事務において、次のとおり誤りが |

| | H = D | |
|-----------|---------|-------------------------|
| | 年5月12日及 | あった。 |
| | び同月15日職 | (1) 神奈川県環境監視システム保守管理 |
| | 員調査) | 委託ほか5件(契約額計23,235,036 |
| | | 円) について、平成20年3月28日付け |
| | | 会計局総務課長通知に反し、予定価格 |
| | | が100万円を超える随意契約であったに |
| | | もかかわらず、契約結果を公表してい |
| | | なかった。〔特記前出〕 |
| | | (2) 非常用備蓄品の購入ほか101件(支払 |
| | | 額計17,601,192円)の履行確認に当た |
| | | り、神奈川県財務規則に基づく検査調 |
| | | 書を作成していなかったにもかかわら |
| | | ず、この場合に同規則により必要とさ |
| | | れる履行確認に関する記録の作成を行 |
| | | っていなかった。〔特記前出〕 |
| | | 2 財産管理事務において、次のとおり誤 |
| | | りがあった。 |
| | | (1) 行政財産の使用許可の手続を行わな |
| | | いまま電柱に通信線が共架されている |
| | | ものがあった。これにより、令和4年 |
| | | 度の共架電線に係る使用料2,640円が徴 |
| | | 収不足であった。〔特記前出〕 |
| | | (2) 令和4年8月に完了した屋上空気調 |
| | | 和設備撤去工事に伴う建物台帳価格の |
| | | 再算定及び神奈川県県有財産規則第47 |
| | | 条の規定に基づく財産台帳の補正を行 |
| | | っておらず、このため、建物台帳価格 |
| | | が73,624,000円過大であった。〔特記 |
| | | 前出〕 |
| 神奈川県自然環境保 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| 全センター | 18日(令和5 | 1 収入事務において、敷地内に設置され |
| | 年3月15日及 | た第二種電柱1本及び支線1条の年度中 |
| | び同月16日職 | 途における撤去に伴う行政財産の使用許 |
| | 員調査) | 可の変更により、既に徴収済みの令和4 |
| | | 年度分の使用料11,560円が723円過大とな |
| | | っていたにもかかわらず、徴収過大額に |
| | | ついて還付していなかった。 |

| 令和5年7月 26日(令和5 年4月24日及 び同月25日職 員調査) | 1 支出事務において、普及指導活動外部評価委員への謝礼金の支払に当たり、定められた支給日に支払っていないものが6件、153,000円あった。 2 契約事務において、農業技術センター温室ネットワークシステム保守点検業務委託契約ほか3件(契約額計9,196,000円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕 3 物品管理事務において、購入により取得したエアコン(税込価格242,000円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続が3月を超えて遅れていた。 |
|---|--|
| 令和5年6月 13日(令和5 年4月21日職 員調査) | (不適切事項) 1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額73,740円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入とすべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)農林水産業使用料で収入していた。 2 財産管理事務において、共架電線柱4本に係る行政財産の使用許可について、 |
| | 26日(令和5 年4月24日及 び同月25日職 員調査) 令和5年6月 13日(令和5 年4月21日職 |

| , | | |
|-----------|---------|--|
| | | とを設置から10年以上経過した令和4年 |
| | | 3月に認識したため、不当利得返還請求 |
| | | 権に基づく使用許可前の期間に係る使用 |
| | | 料相当額106,052円のうち32,312円につい |
| | | て、事業者の消滅時効援用により徴収で |
| | | きなかった。 |
| 神奈川県立かながわ | 令和5年4月 | (不適切事項) |
| 農業アカデミー「既 | 4日 (令和5 | 契約事務において、令和4年8月分の水 |
| 報告 | 年2月9日職 | 道料ほか1件、630,569 円の履行確認に当た |
| | 員調査) | り、神奈川県財務規則に基づく検査調書を |
| | | 作成していなかったにもかかわらず、この |
| | | 場合に同規則により必要とされる履行確認 |
| | | に関する記録の作成を行っていなかった。 |
| 神奈川県畜産技術セ | 令和5年5月 | (不適切事項) |
| ンター | 8日 (令和5 | 1 予算の執行において、金属くず売払収 |
| , | 年1月10日職 | 入1件、474,320 円について、(款)財産収 |
| | 員調査) | 入(項)財産売却収入(目)物品売払収入と |
| | 只叫旦./ | すべきところ、(款)雑入(項)雑入(目)雑 |
| | | 入で収入していた。 |
| | | 2 支出事務において、バッテリーの購入 |
| | | 代ほか2件、60,971 円について、政府契 |
| | | 約の支払遅延防止等に関する法律に定め |
| | | られている期限までに支払を行っていな |
| | | かった。 |
| | | 3 財産管理事務において、電柱の設置の |
| | | ための行政財産の使用許可1件(電柱11 |
| | | 本)について、行政財産の用途又は目的 |
| | | を妨げない限度における使用に係る使用 |
| | | 料に関する条例の一部改正に伴う使用料 |
| | | の改定に係る変更許可を行っていなかっ |
| | | た。その結果、使用料 1,210 円が過小であ |
| | | った。 |
| 神奈川県県央家畜保 | 令和5年4月 | (不適切事項) |
| 健衛生所 | 17日(令和5 | 1 予算の執行において、ひな白痢急速診断 |
| | 年2月22日職 | 用菌液の購入代1件、3,150円の支払に当 |
| | 員調査) | たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を |
| | | 受けるべきところ、執行何票兼支出命令 |
| | | 票により執行していた。 2 支出事務において、ひな白痢急速診断用 |
| | | 2 文山争榜において、いな日州忌迷診例用 菌液の購入代1件、3,150 円について、政 |
| | | M11XV/州/ハハエ下、3,150 円について、収 |

| | | 府契約の支払遅延防止等に関する法律に 定められている期限までに支払を行って いなかった。 |
|--------------------|----------------------------|--|
| | A5. = 52 4 B | (|
| 神奈川県水産技術セ | | |
| ンター[既報告] | 20日(令和5 | 支出事務において、令和4年3月分の水 |
| | 年1月19日職 | 道料金8,030円の支払に当たり、口座振替指 |
| | 員調査) | 定日までの支出手続を行っていなかった。 |
| | | これにより、前渡金受領職員公共料金口座 |
| | | の残高不足が生じたため、同年5月分の三 |
| | | 崎水産物地方卸売市場施設使用料 358,040 円 |
| | | を支払期限より後に支払っていた。 |
| <u> </u> | ۸ ۲. - ۲ ۵ ۵ | |
| 神奈川県水産技術セ | | (不適切事項) |
| ンター内水面試験場 | 20日(令和5 | 物品管理事務において、職員が自家用自 |
| | 年1月20日職 | 動車を公務に使用した際のETCカードの |
| | 員調査) | 使用に当たり、水産技術センター内水面試験増展である。 |
| | | 験場ETCカード取扱要領の規定に反し、 |
| | | ETCカード使用簿への記載を怠り、また、業務終了後速やかに混ぜない。 |
| | | た、業務終了後速やかに返却をしていなか |
| | | った。その結果、ETCカードが公務外で |
| | | 10,070 円分利用されることとなり、利用職 |
| | | 員から同額を徴収するまでの間、一時的に |
| 地大川思ふかけ後も | △和5万0 B | 公金により負担していた。 |
| 神奈川県水産技術セ | | |
| ンター相模湾試験場 | | 契約事務において、漁業調査指導船用免 |
| [既報告] | | 税軽油の買い入れ契約(単価契約、129.80 |
| | 員調査) | 円/1リットル、契約期間:令和4年4月 |
| | | 1日から令和5年3月31日まで)の締結に |
| | | 当たり、契約日が令和4年4月4日である |
| | | にもかかわらず、契約の効力について遡及 |
| | | 条項を設けることなくその効力を遡及させ |
| | | ていた。 |
| 神奈川県東部漁港事 | 令和5年9月 | (不適切事項) |
| 務所 | 21日(令和5 | 1 契約事務において、令和4年度三崎漁 |
| (4 <i>プ</i> 1) / 1 | , , , | 港巡視及び給水・給電施設利用料徴収に |
| | 年2月6日職 | 関する業務委託契約(契約額 4,017,200 |
| | 員調査) | 円)及び「三崎漁港本港特別泊地及び本 |
| | | 港環境整備施設の管理に関する年度協 |
| | | 定」ほか1件(指定管理料計14,953,000 |
| | | 円)について、契約期間の開始日が令和 |
| | | 4年4月1日であるため、会計局長通知 |
| | | に基づき同月30日までに契約すべきとこ |

| ろ、同年5月以降に締結していた。 〔特 |
|------------------------|
| 記前出〕 |
| 2 財産管理事務において、三崎漁港区域 |
| 内漁港施設の用地等に係る占用許可5件 |
| (占有料計601,836円) について、許可 |
| 期間の開始日を遡って許可を行ってい |
| た。〔特記前出〕 |

キ 福祉子どもみらい局 (15 か所、26 件)

(7) 本庁機関(6か所、11件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|--|---------|-------------------------|
| 総務室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 29日(令和5 | 契約事務において、次のとおり誤りがあ |
| | 年6月30日職 | った。 |
| | 員調査) | 1 令和4年度神奈川県地域生活定着支援 |
| | | センター事業委託契約ほか2件(契約額 |
| | | 計55,638,326円)について、契約期間の |
| | | 開始日が令和4年4月1日であるため、 |
| | | 会計局長通知に基づき同月30日までに契 |
| | | 約すべきところ、いずれも同年5月に締 |
| | | 結していた。〔特記前出〕 |
| | | 2 令和4年度予算で執行するマスク等衛 |
| | | 生用品保管配送等業務委託契約(契約額 |
| | | 12,936,000円(総価契約)、令和4年度 |
| | | 支払額21,391,777円(単価契約))の締 |
| | | 結に当たり、会計局指導課長通知に反 |
| | | し、令和3年度である令和4年3月22日 |
| | | に契約を締結していた。〔特記前出〕 |
| | | 3 神奈川県福祉・介護職員処遇改善支援 |
| | | 事業業務委託契約(契約額4,471,582円) |
| | | について、予定価格が100万円を超える随 |
| | | 意契約であったため、平成20年3月28日 |
| | | 付け会計局総務課長通知に基づき、速や |
| | | かに契約結果を公表すべきところ、公表 |
| II d. III II I I I I I I I I I I I I I I | | が1年以上遅れていた。〔特記前出〕 |
| 共生推進本部室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 29日(令和5 | 1 予算の執行において、令和3年度地域 |
| | 年6月30日及 | 生活支援事業費等補助金の額の確定に伴 |
| | | う国庫補助金の返納(1件、30,000円) |

| | び7月3日職 | に当たり、「(款)民生費(項)障害福祉費 |
|-----------|---------|--------------------------------|
| | 員調査) | (目)諸費」とすべきところ、「(款)民生 |
| | | 費(項)老人福祉費(目)諸費」で執行して |
| | | いた。 |
| | | 2 支出事務において、意思決定支援専門 |
| | | アドバイザーへの令和4年5月分の謝金 |
| | | (1回分32,000円)を支払っていなかっ |
| | | た。〔特記前出〕 |
| | | 3 財産管理事務において、共架電線11本 |
| | | に係る普通財産の貸付契約について、事 |
| | | 業者が貸付申請せずに設置していること |
| | | を設置から10年以上経過した令和4年8 |
| | | 月に認識したため、不当利得返還請求権 |
| | | に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料 |
| | | 相当額434,143円のうち151,184円につい |
| | | て、事業者の消滅時効援用により徴収で |
| | | きなかった。 |
| 子どもみらい部次世 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 代育成課 | 29日(令和5 | 契約事務において、保育士登録業務及び |
| | 年7月4日職 | 国家戦略特別区域限定保育士登録業務委託 |
| | 員調査) | 契約(単価契約、契約期間:令和4年4月 |
| | | 1日から令和5年3月31日まで)につい |
| | | て、契約期間の開始日が令和4年4月1日 |
| | | であるため、会計局長通知に基づき同月30 |
| | | 日までに契約すべきところ、同年5月18日 |
| | | に締結していた。〔特記前出〕 |
| 子どもみらい部子ど | | |
| も家庭課 | 29日(令和5 | 「保険医療機関の開放性の確保に関する |
| | 年7月5日職 | 件」(前記3(2)イ参照) |
| | 員調査) | |
| 福祉部障害福祉課 | 令和5年8月 | (· · · - / · · · · |
| | 29日(令和5 | 1 収入事務において、心身障害者扶養共 |
| | 年7月14日職 | ,,,,, |
| | 員調査) | の県外への転居により脱退となった後も |
| | | 2月にわたり誤って収入していた。その |
| | | 結果、過大徴収の返還に伴う利息が441円 |
| | | 発生していた。 |

| | | 2 支出事務において、令和4年度における神奈川県ライトセンターの管理に関する協定(指定管理料302,118,000円)に係る10月分(概算払)22,580,000円の支払について、契約で定められた期限までに |
|-----------|---------|---|
| | | 支払を行っていなかった。〔特記前出〕 |
| 福祉部障害サービス | 令和5年8月 | (要改善事項) |
| 課 | 29日(令和5 | 「保険医療機関の開放性の確保に関する |
| | 年7月18日職 | 件」(前記3(2)イ参照) |
| | 員調査) | |

(4) 出先機関 (9か所、15件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|---------|---------------------------|
| 神奈川県立かながわ | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| 男女共同参画センタ | 28日(令和5 | 支出事務において、令和4年4月分の電 |
| <u></u> | 年3月22日職 | 話料金29,382円について、支払期限までに |
| | 員調査) | 支払を行っていなかった。 |
| 神奈川県立女性相談 | 令和5年4月 | (不適切事項) |
| 所 [既報告] | 20日(令和5 | 契約事務において、女性電話相談対応業 |
| | 年3月10日職 | 務委託契約(契約額 3,449,600 円)につい |
| | 員調査) | て、再度入札の不調による随意契約の締結 |
| | | に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定 |
| | | める見積合せを省略できる要件に該当しな |
| | | いにもかかわらず、一者随意契約を行って |
| | | いた。 |
| 神奈川県平塚児童相 | 令和5年3月 | (不適切事項) |
| 談所 | 16日(令和5 | 1 支出事務において、審判確定証明書発 |
| | 年1月16日職 | |
| | 員調査) | ついて、予期できた経費であったため、 |
| | | 資金前渡により支払うべきところ、職員 |
| | | が立て替えて支払っていた。 |
| | | 2 契約事務において、機械警備業務委託 |
| | | 契約(契約総額 323, 400 円、契約期間:令 |
| | | 和4年3月27日から令和9年3月26日ま |
| | | で)の締結に当たり、会計局長通知によ |
| | | る契約書作成日の特例に該当しないにも |
| | | かかわらず、契約締結日である令和4年 |
| | | 3月30日から遡及して同月27日から契約 |
| | | の効力が生じることとしていた。 |

| 神奈川県鎌倉三浦地 | 令和5年9月 | (不適切事項) |
|-----------|---|---|
| 域児童相談所 | 8日 (令和5 | 契約事務において、自動体外式除細動器 |
| | 年2月14日職 | (AED) の賃貸借契約(契約総額 |
| | , ,,,,, | 181,830円、契約期間 令和4年7月1日か |
| | 員調査) | ら令和9年3月31日まで) について、長期 |
| | | 継続契約であるにもかかわらず、契約書に |
| | | 契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削 |
| | | 除があった場合の契約変更又は解除に関す |
| | | る条項を付していなかった。 |
| | | (要改善事項) |
| | | 「庁舎警備業務委託契約及び機械警備業 |
| | | 務委託契約に関する件」(前記3(1)イ参 |
| | | 照) |
| 神奈川県立子ども自 | | (不適切事項) |
| 立生活支援センター | 7日(令和4 | 契約事務において、歯科診療業務委託 |
| | 年12月21日及 | (単価契約、概算総価額2,310,000円) に |
| | び同月22日職 | ついて、平成20年3月28日付け会計局総 |
| | 員調査) | 務課長通知に反し、予定価格が 100 万円を 超える随意契約であったにもかかわらず、 |
| | | 型約結果を公表していなかった。 |
| 神奈川県立おおいそ | △和5年4日 | (不適切事項) |
| | | 支出事務において、令和5年2月分のオ |
| 学園「既報告」 | 25日(令和5 | ンライン学習用回線使用料30,690円につい |
| | 年3月8日職 | |
| | 員調査) | て、支払期限までに支払を行っていなかっ |
| | ^ | 7-0 |
| 神奈川県立青少年セ | | · · · — · · · · · |
| ンター | 29日(令和5 | 財産管理事務において、ホワイエ照明更 |
| | 年5月18日及 | 新工事(契約額3,960,000円)について、固定次充明(40円)に対象の 2.8年 20 円に担合されて |
| | び同月19日職 | 定資産取扱要領第3条第30号に規定される |
| | 員調査) | 資本的支出を行ったときに必要な建物台帳 価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第 |
| | | 47 条の規定に基づく財産台帳の補正を行っ |
| | | ておらず、このため、建物台帳価格が |
| | | 3,960,000 円過小であった。 [特記前出] |
| 神奈川県立総合療育 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 相談センター | 9日(令和5 | 1 支出事務において、シュレッダー業務 |
| THEY CV | 年3月22日職 | 无 之似 1 /世 00 440 円 (スペンプ 元位年) |
| | , | 約の支払遅延防止等に関する法律に定め |
| | 員調査) | られている期限までに支払を行っていな |
| | | かった。 |
| | | 2 契約事務において、次のとおり誤りが |
| | | あった。 |
| | | (1) 機械設備保守点検・管理業務委託契 |
| | | 約(契約額 9,900,000 円)の仕様書に |

| 神奈川県立中井やまゆり園 | 令和5年9月 27日(令和5 年2月8日職 員調査) | 定める業務のうち、空調設備自動制御機器点検業務及び冷温水発生機保守点検業務について、書面による事前の承諾を経ることなく第三者に再委託されていた。 (2) 機械警備業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,950,000円、契約期間:令和4年3月30日から令和9年3月29日まで)について、契約期間の開始日以前に契約を締結していなかった。また、令和4年4月に契約を締結した際、契約日を同年3月29日に遡っていた。 (不適切事項) 1 支出事務において、職員検便手数料1件、22,960円について、納入通知書で定められた期限までに支払を行っていなかった。 2 事務事業の執行において、令和4年度神奈川県発達障害支援センター支援者向け研修に係る講師謝礼の支払に当たり、口座振込申出書を債権者(1名)から徴取する際、当該申出書に不要な個人情報(生年月日)を記載させていた。(要改善事項)「診療業務委託契約に関する件」(前記3(2)ウ参照) |
|--------------|-------------------------------------|--|
|--------------|-------------------------------------|--|

ク 健康医療局 (12 か所、20 件)

⑦ 本庁機関(2か所、4件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|---------|--------------------------|
| 総務室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 24日及び同年 | 契約事務において、自殺未遂者支援事業 |
| | 9月19日(令 | 委託契約(契約額8,104,000円、契約期間: |
| | 和5年7月3 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日ま |
| | 日職員調査) | で)について、契約期間の開始日が令和4 |
| | | 年4月1日であるため、会計局長通知に基 |
| | | づき同月30日までに契約すべきところ、同 |
| | | 年5月2日に締結していた。 |
| 医療危機対策本部室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 24日(令和5 | 1 支出事務において、次のとおり誤りが |
| | 年7月12日及 | あった。 |

| び同月13日職 | (1) ソフトウエア使用ライセンス購入代 |
|---------|--------------------------|
| 員調査) | 1件、290,400円について、契約で定め |
| | られた期限までに支払を行っていなかっ |
| | た。 |
| | (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体 |
| | 制支援事業についての協力金4件、 |
| | 7,524,560円の支払に当たり、申請書の |
| | 受理から3月を超えて支払っていた。 |
| | 〔特記前出〕 |
| | 2 契約事務において、令和4年4月分の |
| | 感染性廃棄物の処分業務委託料金2件 |
| | (支払額計6,880,500円) の履行確認に当 |
| | たり、契約で定められた期限の14日後に |
| | 検査を完了していた。 |

(4) 出先機関(10か所、16件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|----------|--|
| 神奈川県衛生研究所 | 令和5年2月 | (不適切事項) |
| [既報告] | 28日(令和4 | 財産管理事務において、共架電線(共架 |
| | 年12月13日及 | する電柱2本)に係る行政財産の使用許可 |
| | び同月14日職 | について、事業者が許可申請せずに設置し |
| | 員調査) | ていることを設置から 10 年以上経過した令 |
| | | 和2年 11 月に認識したため、不当利得返還 |
| | | 請求権に基づく使用許可前の期間に係る使 |
| | | 用料相当額 53, 985 円のうち 13, 648 円につい |
| | | て、事業者の消滅時効援用により徴収でき |
| | | なかった。 |
| 神奈川県平塚保健福 | 令和5年4月 | (不適切事項) |
| 祉事務所茅ケ崎支所 | 25日(令和5 | 支出事務において、空調設備保守管理業 |
| [既報告] | 年3月27日職 | 務委託契約(契約金額 660,000 円)につい |
| | 員調査) | て、業務の一部が完了していないにもかか |
| | | わらず、履行済みとして検査を完了し、契 |
| | | 約金額全額を支払っていた。 |
| 神奈川県小田原保健 | 令和5年9月 | (不適切事項) |
| 福祉事務所 | 11日(令和5 | 1 予算の執行において、試験材等の購入 |
| | 年4月10日及 | 代1件、139,051 円の執行に当たり、ポー |
| | び同月11日職 | タブル硫化水素ガスモニター (65,780円) については「(笠) 供り味 オカート |
| | 員調査) | 円)については「(節)備品購入費」と すべきところ、全額を「(節)需用費」で |

| | | 執行していた。 |
|-----------|---|--|
| | | 2 契約事務において、次のとおり誤りが |
| | | あった。 |
| | | (1) 广用自動車運行管理委託契約(契約 |
| | | 額 8,381,010 円) の履行確認に当た |
| | | り、神奈川県財務規則に基づき検査調 |
| | | 書を作成しなければならない場合に該 |
| | | 当するにもかかわらず、これを作成していなか。 |
| | | ていなかった。 (2) 令和4年度生活困窮者等就労準備支 |
| | | (2) 令和4年度生活困窮者等就労準備支 援事業及び居住不安定者等居宅生活移 |
| | | である。 では、一般では、またいでは、 では、またいではでは、またいでは、またいではでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは |
| | | 計 9,859,709 円)について、機種等選 |
| | | 定会議において事前公募に係る契約予 |
| | | 定者を3者から構成される共同企業体 |
| | | としていたにもかかわらず、この共同 |
| | | 企業体を構成する1者のみを相手方と |
| | | して契約を締結していた。 |
| | | 3 歳計外現金事務において、歯科検診歯 |
| | | 科衛生士謝礼金等に係る所得税及び復興 |
| | | 特別所得税4件、34,932 円について、法 |
| | | 定納期限内に納付を行っていなかった。 |
| | | 〔特記前出〕 |
| 神奈川県小田原保健 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| 福祉事務所足柄上セ | 20日(令和5 | 1 契約事務において、歯科用ライトユニ |
| ンター | 年4月6日及 | ットの修理1件、5,500円について、緊急 |
| | び同月7日職 | 時等の対応として起案用紙等を用いて予 |
| | 員調査) | め方針を伺った上で発注すべきところ、 |
| | ANDE! | これを行わずに発注していた。 |
| | | 2 財産管理事務において、生活保護法に |
| | | 基づく扶助費にかかる返還金の収入未済 |
| | | 32 件、158,330 円について、令和元年 10 |
| | | 月1日から令和4年5月1日にかけて時 |
| | | 効の完成により債権が消滅していたにも |
| | | かかわらず、不納欠損処分を行っていな |
| | | かった。〔特記前出〕 |
| 神奈川県厚木保健福 | 会和5年1日 | (不適切事項) |
| | 26日(令和4 | マハ回の事項 契約事務において、令和4年度生活困窮 |
| 祉事務所 | 年12月13日及 | 世帯学習支援・居場所づくり事業業務委託 |
| | び同月14日職 | |
| | 員調査) | ほか1件(契約額計 9,862,556 円) につい |
| | - ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | て、平成20年3月28日付け会計局総務課長 |
| | | 通知に反し、予定価格が100万円を超える随 |
| | | |

| | | 意契約であったにもかかわらず、契約結果 |
|---------------------|---|--|
| | | を公表していなかった。 |
| 神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター | 令和5年1月 26日及び同年 7月4日(令 和4年12月8 日及び同月12 日職員調査) | (不適切事項) 1 収入事務において、構造設備使用許可に係る手数料1件、22,260円について、許可が不要であったところ、誤って徴収 |
| 神奈川県立衛生看護 | 令和5年6月 | |
| 専門学校 | 12日(令和5 | 契約事務において、機械警備業務委託契 |
| 31 33 12 | 年2月15日職 | 約 (契約総額1,636,800円、契約期間:令和 |
| | 員調査) | 4年4月1日から令和9年3月31日まで) |
| | , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | について、長期継続契約であるにもかかわ |
| | | らず、契約書に契約締結の翌年度以降の予 |
| | | 算の減額又は削除があった場合の契約変更 |
| | | 又は解除に関する条項を付していなかっ |
| | | た。 |
| 神奈川県立平塚看護 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 大学校 | 7日(令和5 | 予算の執行において、建物補修工事に係 |
| | 年2月17日職 | |
| | 員調査) | の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る体理が |
| | | 用に係る使用料相当額198円について、(款) 使用料及び手数料(項)使用料(目)衛生使用 |
| | | 料(節)医薬費使用料とすべきところ、(款) |
| | | 財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収 |
| | | 入(節)土地建物等貸付収入としていた。 |
| 神奈川県食肉衛生検 | 令和5年3月 | (不適切事項) |
| 查所 | 24日(令和5 | 予算の執行において、と畜検査員更衣室 |
| | 年2月7日職 | 等賃貸借料1件、3,231,600円の執行に当た |
| | 員調査) | り、共益費(1,340,400 円)については |

| | | 「(節) 負担金、補助及び交付金」とすべきところ、家賃と併せて全額を「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。〔特記前出〕 |
|--------------|--------------------------------------|---|
| 神奈川県動物愛護センター | 令和5年4月 17日(令和5 年2月22日職 員調査) | (不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約総額556,636円、契約期間:令和4年4月15日から令和9年3月31日まで)の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、一者随意契約を締結していた。また、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和4年4月20日から遡及して、同月15日から契約の効力が生じることとしていた。 |

ケ 産業労働局(5か所、6件)

(7) 本庁機関(4か所、5件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|---------|--------------------------|
| 総務室 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 17日(令和5 | 1 支出事務において、さがみロボット産 |
| | 年6月29日職 | 業特区の広告・宣伝を目的とした広告使 |
| | 員調査) | 用権許諾料1件、5,500,000円について、 |
| | | 契約で定められた期限までに支払を行っ |
| | | ていなかった。〔特記前出〕 |
| | | 2 契約事務において、再資源ごみ収集運 |
| | | 搬契約(契約額26,400円)について、契 |
| | | 約期間の開始日が令和4年4月1日であ |
| | | るため、会計局長通知に基づき同月30日 |
| | | までに契約すべきところ、同年6月14日 |
| | | に締結していた。 |
| 産業部産業振興課 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 17日(令和5 | 支出事務において、さがみロボット産業 |
| | 年6月28日職 | 特区の広告・宣伝を目的とした広告使用権 |
| | 員調査) | 許諾料1件、5,500,000円について、契約で |
| | | 定められた期限までに支払を行っていなか |
| | | った。〔特記前出〕 |
| 中小企業部中小企業 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 支援課 | 17日(令和5 | 支出事務において、小型湯沸器の交換工 |

| | 年7月3日職 | 事代1件、46,310 円について、政府契約の |
|-----------|---------|-------------------------|
| | 員調査) | 支払遅延防止等に関する法律に定められて |
| | | いる期限までに支払を行っていなかった。 |
| 中小企業部商業流通 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 課 | 17日(令和5 | 支出事務において、令和4年度第1回大 |
| | 年7月4日職 | 規模小売店舗立地審議会の個別指導委員報 |
| | 員調査) | 酬3件、57,000円について、あらかじめ定 |
| | | められた支払期限までに支払を行っていな |
| | | かった。 |

(() 出先機関(1か所、1件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|----------------|--------------------------------------|--|
| 神奈川県立産業技術短期大学校 | 令和5年7月 20日(令和5 年3月24日職 員調査) | (不適切事項) 契約事務において、進学情報サイトへの 情報掲載料ほか2件(契約額計 1,210,000 円)について、見積書を提出させる前に業 務を開始させていた。 |

コ 県土整備局 (11 か所、21 件)

出先機関(11か所、21件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|-------------------------------------|--|
| 神奈川県横須賀土木 | 令和5年2月 | (不適切事項) |
| 事務所[既報告] | 21日(令和5 年1月11日から同月13日ま で職員調査) | 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 指定管理者から無償で譲渡を受けたカラー複合機等備品29点(価格計4,493,713円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。〔特記前出〕 2 天幕(テント)等2点(価格計176,310円)について、不用決定を行わないまま |
| | | 処分していた。 |
| 神奈川県平塚土木事 | 令和5年2月 | (不適切事項) |
| 務所 [既報告] | 3日(令和4 | 契約事務において、国道 134 号 湘南大橋 |
| | 年12月7日か | (下り線) P7耐震補強工事(契約額 |
| | ら同月9日ま | 279,510,000円) について、契約期間の延長 |
| | で職員調査) | に当たり、契約書で定める工期末である令 |
| | | 和4年7月29日までに変更契約を締結すべ |

| | | ナー・フ 日内の日の日に依然していよ |
|-------------------|--|--|
| | | きところ、同年8月9日に締結していた。 |
| | | 〔特記前出〕 |
| 神奈川県藤沢土木事務所 | 令和5年1月 31日及び同年 9月8日(令 和4年12月12 日から同月14 日まで職員調 査) | (不適切事項) 1 契約事務において、境川遊水地公園の施設使用料徴収事務委託契約について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月19日に締結していた。 2 財産管理事務において、事務室等に係る行政財産の使用許可2件について、令和4年4月1日までに更新許可をすべきところ、これを行わず、許可がないまま事務室等の使用をさせていた。なお、そ |
| 神奈川県厚木土木事務所 | 令和5年2月 15日及び9月 8日(令和4 年12月12日から同月14日まで職員調査) | の後、同月 14 日及び同月 18 日にそれぞれの日を始期とする許可を行っていた。 (不適切事項) 支出事務において、令和 4 年 4 月分の監視カメラ電気代2,676 円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分の煤ケ谷器材倉庫電話料2,944 円を支払期限より後に支払っていた。 (要改善事項) 「車検等請負契約に関する件」(前記3(1)ウ参照) |
| 神奈川県厚木土木事務所東部センター | 令和5年2月 15日(令和4 年12月15日、 同月16日及び 同月19日職員 調査) | (不適切事項) 1 契約事務において、電子複写機の複写サービス契約2件(単価契約、令和4年4月から同年11月分までの支払額計627,837円)の締結に当たり、契約日が令和4年4月5日及び同月9日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。 2 予算の執行において、設置工事を含む洗面台及び電気温水器の購入代1件、280,500円の執行に当たり、洗面台及び電気温水器の購入に要する経費(計116,248円)については「(節)備品購入費」とすべきところ、設置費と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。 |

| 神奈川県厚木土木事 | △和 □ 年 0 日 | (不)常知事语) |
|-----------|-------------------|---|
| | | (不適切事項) 1 収入事務において、都市公園の占用許 |
| 務所津久井治水セン | | 可等に係る使用料等 102 件、20,464,848 |
| ター | 8日(令和4 | 円について、調定が3月を超えて遅れて |
| | 年12月21日及 | いた。〔特記前出〕 |
| | び同月22日職 | 2 工事事務において、令和3年度河川修 |
| | 員調査) | 繕工事県単(その131)の変更設計額の積 |
| | | 算に当たり、転落防止柵工のコンクリー |
| | | ト削孔について、歩掛及び積算単価を誤 |
| | | って適用したため、変更後の設計額 |
| | | (46, 222, 000 円) が 11, 000 円過小であっ |
| | | た。その結果、変更後の契約額 |
| | | (45,551,000円)が11,000円過小であっ |
| | | た。 |
| | | 3 財産管理事務において、県立公園にお |
| | | ける駐車場の料金徴収機器等の設置許可 |
| | | 10 件について、許可区分を誤って管理許 |
| | | 可としたため、許可を取消して改めて設置された。 |
| | | 置許可をすべきところ時機を逸し、管理 |
| | | 許可の取消及び設置許可が3月を超えて 遅延していたうえ、許可日を遡ってい |
| | | た。〔特記前出〕 |
| 神奈川県県西土木事 | 令和5年3月 | |
| 務所小田原土木セン | | 工事事務において、令和3年度急傾斜地 |
| ター「既報告 | 年1月27日、 | 崩壊対策工事(ゼロ県債)(その1)の変 |
| | 同月30日及び | 更設計額の積算に当たり、公共工事設計労 |
| | 同月31日職員 | 務単価等の改定に伴う請負代金額の変更に |
| | 調査) | 係る受注者との協議に基づき、改定した労 |
| | | 務単価とすべきところ、誤って改定前の労 |
| | | 務単価をそのまま用いて積算していたた |
| | | め、変更後の設計額(27,720,000円)が |
| | | 143,000 円過小であった。その結果、変更後 |
| | | の契約額(26,056,800円)が 134,200円過 |
| | | 小であった。〔特記前出〕 |
| 神奈川県横浜川崎治 | 令和5年1月 | (要改善事項) |
| 水事務所 | 26日及び同年 | 「川和遊水地管理棟の機械警備業務委託 |
| | 5月24日(令 | 契約に関する件」(前記3(1)工参照) |
| | 和4年12月2 | |
| | 日及び同月5 | |
| | 日職員調査) | |
| | 100 0 319 4 1 14/ | |

| 神奈川県横浜川崎治水を水事務所川崎治水センター | | (不適切事項) 1 支出事務において、ドローン機体登録料 1件、900 円について、前渡金精算報告を 行っていなかった。 2 財産管理事務において、河川使用料の収入未済1件、1,000 円について、令和元年 度に時効により債権が消滅していたにも かかわらず、不納欠損処分を行っていな |
|-------------------------|---|---|
| | | かった。〔特記前出〕 |
| 神奈川県流域下水道整備事務所 [既報告] | | (不適切事項) 支出事務において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分委託ほか1件、支払額計1,341,164円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 [特記前出] |
| 務所 | 令和5年8月7日(令和5年5月17日) 年5月17日 (令和5年5月19日職) | (不適切事項) 1 予算の執行において、神奈川県県営住宅残財処理業務委託契約(単価契約、支出額7,692,300円)に係る第2回目の発注について、支出負担行為額に不足を発達についたにもかかわらず、このことを看過し、支出負担行為額を増額がある。 [特記前出] 2 契約事務において、気性ののでは、随意契約を発注していた。 [特記前出] 2 契約事務において、強力ので、、随意契約を行った場合に「地方公共団体の物意を定契約を行った場合に「地方公共団体の物を定数ので、関連手続の特定の数のでは特定ののでは特定ののでは特定ののでは対して、対から、 [特記前出] 3 財産管理事務において、第一種電が出までに行っていなかった。 [特記前出] 3 財産管理事務において、第一種で、許可に対するがあった。 [特記前出] 4 財産管理事務において、鉄塔敷及び線下敷に係る普通財産の貸付契約について、対かの算定を誤って対象により、資付料の算定を認って契約しているものがあった。これにより、貸付料1件、26,100円が徴収不足であった。ま |

| た、同契約について、線下敷として機能 |
|--------------------|
| を害さない範囲内で県が使用し又は県が |
| 第三者に使用させることができる旨の条 |
| 件を付していなかった。 |

サ 会計局(2か所、3件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|---------|---------|------------------------|
| 会計課 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| | 19日(令和5 | 1 支出事務において、収入証紙の返還に |
| | 年6月8日職 | 係る還付1件、250円について、支払が現 |
| | 員調査) | 金還付申請から3月を超えて遅れてい |
| | | 75. |
| | | 2 歳計外現金事務において、職員の給与 |
| | | に係る個人住民税2件、175,200円につい |
| | | て、納付する市町を誤ったため、法定納 |
| | | 期限内に納付を行っていなかった。その |
| | | 結果、延滞金2,600円の賦課決定を受けて |
| | | 同額を納付していた。 |
| 調達課 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| | 19日(令和5 | 支出事務において、納入通知書ほか帳票 |
| | 年6月9日職 | 類(全庁分)の印刷(557,106円)につい |
| | 員調査) | て、納品前に数量を誤って契約を締結した |
| | | ことに気付いたものの、受注者において不 |
| | | 足分の増刷ができなかったため、当初の契 |
| | | 約における単価よりも割高な単価により別 |
| | | に契約を締結することとなった。これによ |
| | | り、当初決定した契約単価に基づき印刷し |
| | | た場合に比べて89,870円の追加費用が発生 |
| | | していた。〔特記前出〕 |

シ 企業庁 (10 か所、11 件)

(7) 本庁機関(3か所、3件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|---------|---------|----------------------------|
| 財務部会計課 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| | 20日(令和5 | 契約事務において、令和4年度給水装置 |
| | 年5月19日職 | 工事サポートシステム運用業務委託契約 |
| | 員調査) | (契約額27,500,000円) について、平成20 |
| | | 年3月28日付け会計局総務課長通知に反 |
| | | し、予定価格が100万円を超える随意契約で |

| | | あったにもかかわらず、契約結果を公表し |
|----------|---------|---------------------------|
| | | ていなかった。〔特記前出〕 |
| 財務部財産管理課 | 令和5年7月 | (要改善事項) |
| | 20日及び同年 | 「土地整備委託契約に関する件」(前記 |
| | 9月20日(令 | 3(1)才参照) |
| | 和5年5月17 | |
| | 日職員調査) | |
| 水道部浄水課 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| | 20日(令和5 | 事務事業の執行において、企浄第806号水 |
| | 年5月16日職 | 道施設台帳整備調査等業務委託契約(契約 |
| | 員調査) | 額144,490,500円)について、神奈川県設計 |
| | | 業務委託等成績評定要領に基づき、受注者 |
| | | に対して遅滞なく評定点を通知すべきとこ |
| | | ろ、通知が3月を超えて遅れていた。ま |
| | | た、設計業務委託等成績評定結果の公表に |
| | | 関する実施要領に基づき評定点を公表すべ |
| | | きところ、これを行っていなかった。 |

(4) 出先機関(7か所、8件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|-----------|---------|---------------------------|
| 神奈川県企業庁津久 | 令和5年3月 | (不適切事項) |
| 井水道営業所[既報 | 7日(令和5 | 契約事務において、相模原市緑区青野原 |
| 告] | 年1月10日職 | 844 番地付近配水管布設工事(概数設計) 1 |
| | 員調査) | 件、62,421,700 円の検査に当たり、政府契 |
| | | 約の支払遅延防止等に関する法律で定めら |
| | | れた期限の1日後に検査を完了していた。 |
| | | 〔特記前出〕 |
| 神奈川県企業庁鎌倉 | 令和5年9月 | (不適切事項) |
| 水道営業所 | 11日(令和5 | 契約事務において、雑排水層等の清掃に |
| | 年3月17日職 | より生じた産業廃棄物(汚泥)の収集運搬 |
| | 員調査) | 業務委託契約(支出額計 44,000 円)及び処 |
| | | 分業務委託契約(支出額計 46,035 円)の締 |
| | | 結に当たり、神奈川県公営企業財務規程運 |
| | | 用通知に定める見積書を徴することを省略 |
| | | できる要件に該当しないにもかかわらず、 |
| | | 見積書を徴することなく契約を行ってい |
| | | た。 |
| | | |

| 神奈川県企業庁藤沢 | 令和5年3月 | (不適切事項) |
|-----------|------------------|-----------------------------------|
| 水道営業所[既報 | | |
| 告 | | 南台6丁目26番付近配水管改良工事(概数設 |
| | | 計)(ゼロ県債)の変更設計額の積算に当た |
| | 員調査) | り、変更で追加した基準点復元測量につい |
| | Khur. | て、その費用を現場管理費及び一般管理費 |
| | | 等の積算対象に含めていたため、変更後の |
| | | 設計額 (84, 645, 000円) が143, 000円過大で |
| | | あった。その結果、変更後の契約額 |
| | | (76,956,000円)が129,800円過大であっ |
| | | た。 [特記前出] |
| 神奈川県企業庁平塚 | 令和5年8月 | • |
| 水道営業所 | | 1 支出事務において、道路占用掘削工事 |
| 7,720,71 | | に伴う監督事務費負担金1件、123,470円 |
| | び同月14日職 | |
| | 員調査) | いなかった。 |
| | <i>y</i> (17 4—7 | 2 財産管理事務において、電柱の設置の |
| | | ための行政資産の使用許可について、神 |
| | | 奈川県公営企業固定資産管理規程の一部 |
| | | 改正に伴う使用料の改定に係る変更許可 |
| | | を行っていなかったものが4件あった。 |
| | | その結果、使用料2件、4,150円を過大に |
| | | 徴収しており、2件、1,860円が徴収不足 |
| | | であった。〔特記前出〕 |
| 神奈川県企業庁海老 | 令和5年3月 | (不適切事項) |
| 名水道営業所[既報 | 30日(令和5 | 工事事務において、企海第19号海老名市 |
| 告] | 年2月16日職 | 柏ケ谷608番地付近配水管改良工事の変更設 |
| | 員調査) | 計額の積算に当たり、変更で追加した基準 |
| | | 点の保全測量について、その費用を現場管 |
| | | 理費及び一般管理費等の積算対象に含めて |
| | | いたため、変更後の設計額(93,357,000 |
| | | 円) が176,000円過大であった。その結果、 |
| | | 変更後の契約額(91,375,900円)が172,700 |
| | | 円過大であった。〔特記前出〕 |
| 神奈川県企業庁大和 | 令和5年3月 | (不適切事項) |
| 水道営業所[既報 | 29日(令和5 | 支出事務において、令和4年4月分のガ |
| 告] | 年2月13日職 | ス料金(3,245 円)について、支払期限まで |
| | 員調査) | に支払を行っていなかった。その結果、延 |

| | | 滞利息14円及び口座振替割引取消額55円を 支払っていた。 |
|-------------------|--|---|
| 神奈川県企業庁谷ケ 原浄水場 | 令和5年5月 9日(令和5 年5月8日及 び同月9日職 員調査) | 契約事務において、落合浄水場膜ろ過処 理設備点検業務委託契約ほか1件(契約額 |

ス 議会局(1か所、1件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|----------|---------|---------------------------|
| 議会局政策調査課 | 令和5年9月 | (不適切事項) |
| | 14日(令和5 | 契約事務において、令和4年度県議会ポ |
| | 年8月3日及 | スターデザインレイアウト等業務委託契約 |
| | び同月4日職 | (契約額467,500円)に係る第2回分(支払 |
| | 員調査) | 額93,500円)及び第3回分(支払額93,500 |
| | | 円)の履行確認に当たり、政府契約の支払 |
| | | 遅延防止等に関する法律で定められた期限 |
| | | の11日後及び72日後に検査を完了してい |
| | | た。 |

セ 教育委員会 (54 か所、82 件)

(7) 本庁機関(3か所、6件)

| | T | |
|---------|---------|-------------------------|
| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
| 行政部財務課 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 1日(令和5 | 契約事務において、次のとおり誤りがあ |
| | 年6月12日職 | った。 |
| | 員調査) | 1 令和4年度の手話に関する教材「手話 |
| | | を楽しく学ぼう!」のリーフレットの印 |
| | | 刷代(契約額236,082円)について、契約 |
| | | 準備期間中は見積合せ結果の通知の送付 |
| | | までしか認められていないにもかかわら |
| | | ず、令和3年度に契約を締結していた。 |
| | | 2 令和4年度英語資格検定試験活用促進 |
| | | 支援事業の業務委託契約(単価契約、概 |
| | | 算総価23,650,000円)について、県立高 |
| | | 等学校等が締結する同委託契約に係る受 |
| | | 注者の選定を随意契約(公募型プロポー |

| | | ザル方式)により行っており、また予定 |
|----------|---------|-------------------------|
| | | 価格が100万円を超える契約であったにも |
| | | ,,,, |
| | | かかわらず、平成20年3月28日付け会計 |
| | | 局総務課長通知に反し、契約結果の公表 |
| | | を行っていなかった。また、令和4年度 |
| | | 県立高等学校等授業料収納データ作成等 |
| | | 業務委託(単価契約、支払額2,881,543 |
| | | 円)について、予定価格が100万円を超え |
| | | る随意契約であったため、同通知に基づ |
| | | き、速やかに契約結果を公表すべきとこ |
| | | ろ、公表が1年以上遅れていた。〔特記 |
| | | 前出〕 |
| | | 3 奨学金償還管理システム管理運用等業 |
| | | 務委託契約(契約額2,309,868円)につい |
| | | て、再度入札の不調による随意契約の締 |
| | | 結に当たり、神奈川県財務規則運用通知 |
| | | に定める見積合せを省略できる要件に該 |
| | | 当しないにもかかわらず、一者随意契約 |
| | | を行っていた。 |
| 行政部教育施設課 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 1日(令和5 | 支出事務において、労働安全衛生法に定 |
| | 年6月14日職 | められた産業医謝礼金の支払に当たり、契 |
| | 員調査) | 約に定められた期限までに支払っていない |
| | | ものが1件、60,000円あった。 |
| 指導部保健体育課 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| | 1日(令和5 | 1 予算の執行において、デザイン作成の |
| | 年6月16日職 | 一部も含めて発注したポスターの作成代 |
| | 員調査) | 1件、299,640円の執行に当たり、 |
| | .,, | 「(節)委託料」とすべきところ、 |
| | | 「(節)需用費」で執行していた。 |
| | | 2 支出事務において、第104回全国高等学 |
| | | 校野球選手権神奈川大会優勝盃の購入代 |
| | | 1件、35,200円について、契約で定めら |
| | | れた期限までに支払を行っていなかっ |
| | | た。 |
| | | 1-0 |

(4) 出先機関 (51 か所、76 件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 |
|---------|-------|--------------|
|---------|-------|--------------|

| 神奈川県教育委員会 | △和5年4日 | (不適切事項) |
|-----------|------------|--|
| | | 歳計外現金事務において、4月分の社会 |
| 教育局湘南三浦教育 | | 保険料1件、7,944,952円について、法定納 |
| 事務所[既報告] | 年2月9日職 | 期限内に納付を行っていなかった。 |
| | 員調査) | |
| 神奈川県教育委員会 | | (不適切事項) |
| 教育局県央教育事務 | | 歳計外現金事務において、小・中学校会 |
| 所 [既報告] | 年2月27日職 | 計年度任用職員の報酬等に係る所得税及び |
| | 員調査) | 復興特別所得税1件、631,602円について、 |
| | | 法定納期限内に納付を行っていなかった。 |
| 神奈川県立川崎図書 | 令和5年2月 | (不適切事項) |
| 館 [既報告] | 2日(令和4 | 契約事務において、相模原書庫出納業務 |
| | 年12月14日職 | 委託契約ほか1件(契約額計6,688,000円) |
| | 員調査) | について、契約期間の開始日が令和4年4 |
| | | 月1日であるため、会計局長通知に基づき |
| | | 同年4月30日までに契約すべきところ、同 |
| | | 年5月11日及び同月26日に締結していた。 |
| 神奈川県立近代美術 | 令和5年3月 | (不適切事項) |
| 館[既報告] | 27日(令和5 | 予算の執行において、近代美術館鎌倉別 |
| | 年2月17日職 | 館機械警備機器賃貸借等契約(長期継続契 |
| | 員調査) | 約、契約総額2,944,110円)の執行に当た |
| | | り、県の庁舎等における一般的な機械警備 |
| | | 委託業務と同様の業務内容であるため |
| | | 「(節) 委託料」とすべきところ、「(節) |
| | | 使用料及び賃借料」で執行していた。〔特 |
| | | 記前出〕 |
| 神奈川県立総合教育 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| センター | 4日(令和5 | 契約事務において、次のとおり誤りがあ |
| | 年4月6日及 | った。 |
| | び同月7日職 | 1 令和4年度神奈川県立総合教育センタ |
| | 員調査) | 一文書整理等業務委託契約(契約額 |
| | 只刚且/ | 8,088,575円) について、平成20年3月 |
| | | 28 日付け会計局総務課長通知に反し、予 |
| | | 定価格が100万円を超える随意契約であったによかかった。 初めなまれる |
| | | たにもかかわらず、契約結果を公表して いなかった。 [特記前出] |
| | | 2 旧亀井野庁舎浄化槽ブロアーベルトの |
| | | 交換調整ほか1件、79,200円の履行確認 |
| | | に当たり、神奈川県財務規則に基づく検 |
| | | に当たり、神宗川県別務規則に基づく使 を調書を作成していなかったにもかかわ |
| | | |
| | | らず、この場合に同規則により必要とさ |

| 和る履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 神奈川県立生命の令和5年4月 (不適切事項) 星・地球博物館 [既 25日(令和5 文書の管理において、一般廃棄物収集) 報告] 年2月14日及 搬業務に係る支払関係書類など計15点を約び15日職員調 失していた。 本 2 (不適切事項) |
|---|
| 神奈川県立生命の 令和5年4月 星・地球博物館 [既 25日 (令和5 文書の管理において、一般廃棄物収集) 報告] 年2月14日及 |
| 星・地球博物館 [既 報告]25日 (令和5 年2月14日及 び15日職員調査)文書の管理において、一般廃棄物収集 搬業務に係る支払関係書類など計15点を 失していた。 |
| 報告] 年2月14日及 搬業務に係る支払関係書類など計15点を約 び15日職員調 査) |
| び15日職員調 査) 失していた。 |
| 查) |
| |
| 神奈川県立鶴見高等 令和5年6月 (不適切事項) |
| |
| 学校 5日(令和5) 支出事務において、検針器具(耳鏡) 1 |
| 年4月17日職 貸借契約(契約額13,475円)に係る支払 |
| 員調査) ついて、政府契約の支払遅延防止等に関 |
| る法律に定められている期限までに支払 |
| 行っていなかった。 |
| |
| IF 31 (1 of A - to Zha) .) |
| 「「人」 「「人」 「「人」 「「人」 「一」 「「人」 「一」 「一 |
| 千1月10日報 |
| 員調査) 内に納付を行っていなかった。 |
| 神奈川県立商工高等 令和5年6月 (不適切事項) |
| 学校 15日(令和5 1 財産管理事務において、共架電線12 |
| 年4月18日職 に係る教育財産の目的外使用許可につい |
| 員調査) て、事業者が許可申請せずに設置してい |
| ることを設置から 10 年以上経過した令 |
| 4年8月に認識したため、不当利得返 |
| 請求権に基づく使用許可前の期間に係る |
| 使用料相当額44,644円のうち23,667円 |
| ついて、事業者の消滅時効援用により行 |
| 収できなかった。 |
| 2 歳計外現金事務において、部活動インスのでは、1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| ストラクター謝礼に係る所得税及び復り 特別原紀 は 1 (件 1 674円)このいて、注: |
| 特別所得税1件、4,674円について、法第 納期限内に納付を行っていなかった。 |
| 神奈川県立希望ケ丘令和5年7月(不適切事項) |
| TI The behavior to the second |
| 田四月五年7件(初外海到1000 000円) |
| 十4月14日報 について 固定資産取扱亜領第3条第30- |
| 員調査) に規定される資本的支出を行ったときに |
| 要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県 |
| 有財産規則第47条の規定に基づく財産台 |
| の補正を行っていなかったため、建物台 |
| 価格が880,000円過小であった。 |

| 神奈川県立横浜氷取 | 令和5年5月 | (不適切事項) |
|-----------|---------|--|
| 沢高等学校 | 26日(令和5 | 歳計外現金事務において、部活動インス |
| | 年4月12日職 | トラクター謝礼に係る所得税及び復興特別 |
| | 員調査) | 所得税1件、5,542円について、法定納期限 |
| | 貝丽鱼) | 内に納付を行っていなかった。 |
| 神奈川県立田奈高等 | 令和5年5月 | (不適切事項) |
| 学校 | 19日(令和5 | 支出事務において、令和4年11月分の電 |
| | 年4月12日職 | 気料金544,957円について、支払期限までに |
| | 員調査) | 支払を行っていなかった。その結果、延滞 |
| | | 利息1件、124円を支払っていた。 |
| 神奈川県立荏田高等 | 令和5年5月 | (不適切事項) |
| 学校 | 8日(令和5 | 1 収入事務において、次のとおり誤りが |
| | 年1月12日職 | あった。 |
| | 員調査) | (1) 令和3年度授業料2件、178,200円 |
| | .,, . | について、就学支援金から授業料に充 |
| | | 当すべきところ、誤って保護者等から |
| | | 徴収しており、誤徴収した日から3月 |
| | | を超えて還付していた。 |
| | | (2) 令和3年度授業料8件、396,000円 |
| | | について、保護者等から徴収すべきと ころ、誤って、就学支援金から充当し |
| | | たり、他の保護者等から誤徴収した分 |
| | | を本来徴収すべき保護者等から徴収し |
| | | たものと誤認したりしており、当該授 |
| | | 業料を請求すべき時期から3月を超え |
| | | て請求手続を行っていたものが7件、 |
| | | 336,600 円、神奈川県財務規則の規定 |
| | | に反し督促状を発行していなかったも |
| | | のが1件、59,400円あった。 |
| | | 2 契約事務において、次のとおり誤りが |
| | | あった。 |
| | | (1) 空調設備保守管理業務委託契約ほか |
| | | 1件(契約額計3,597,000円、契約期 |
| | | 間:令和4年4月1日から令和7年3 |
| | | 月 31 日まで及び令和3年4月1日か |
| | | ら令和8年3月31日まで)の締結に |
| | | 当たり、契約日がそれぞれ令和4年4 |
| | | 月 28 日及び令和 3 年 4 月 27 日である |
| | | にもかかわらず、契約の効力について |
| | | 遡及条項を設けることなくその効力を |
| | | 遡及させていた。 |
| | | (2) 機械警備業務委託契約(契約総額 |
| | | 1,485,000 円、契約期間:令和3年4 |
| | | 月1日から令和8年3月 31 日まで) |

| 神奈川県立新栄高等学校 | 26日(令和5年1月18日職員調査) | について、体育館耐震工事に伴い、警備対象範囲を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。 3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 電柱の設置などのための教育財産の目的外使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度に別の変更に合う行政財産の使用に係るの使用に係る行政財産の使用許可でに当たり、で、令和3年4月1日までわれた。で、一次では、一次でででは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一 |
|-------------|--------------------|--|
| 高等学校 | | 契約事務において、職員室冷専エアコン 交換工事代ほか2件(支払額計1,755,600 |
| | 年4月20日職 | 円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規 |
| | 員調査) | 則に基づく検査調書を作成していなかった |
| | | にもかかわらず、この場合に同規則により |
| | | 必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。「特記前山」 |
| | | を行っていなかった。〔特記前出〕 |

| 地 去川頂 去松阻 青 <i>笙</i> | △£n E 左 1 日 | (不)常知事[百) |
|-----------------------------|--------------------|--------------------------------|
| 神奈川県立松陽高等 | | (不適切事項) 物品管理事務において、令和4年6月10 |
| 学校 | 13日(令和5 | 日、同年8月10日及び令和5年1月27日に |
| | 年3月14日職 | 購入し、各購入日に業務の用に供した切手 |
| | 員調査) | 772枚、計67,028円について、印紙類出納簿 |
| | | へ受払いを記載していなかった。 〔特記前 |
| | | 出〕 |
| 神奈川県立瀬谷高等 | 令和5年1月 | |
| 学校 [既報告] | 30日(令和4 | 財産管理事務において、教育財産の目的 |
| | 年12月1日職 | 外使用許可の手続を行わないまま電柱に吊 |
| | 員調査) | り線が共架されているものがあった。これ |
| | | により、令和4年度の共架電線に係る使用 |
| | | 料1件、1,660円が徴収不足であった。 |
| 神奈川県立瀬谷西高 | 令和5年1月 | (不適切事項) |
| 等学校 [既報告] | 23日(令和4 | 財産管理事務において、教育財産の目的 |
| | 年12月2日職 | 外使用許可に当たり、県有施設の専用電柱 |
| | 員調査) | 2本については、使用許可を必要としない |
| | | にもかかわらず、使用許可を行っていた。 |
| | | これにより、令和4年度の使用料2件、 |
| | | 7,300円を過大に徴収していた。 |
| 神奈川県立川崎北高 | 令和5年6月 | (不適切事項) |
| 等学校 | 12日(令和5 | 契約事務において、物品運搬等業務委託 |
| | 年4月25日職 | 契約(契約額5,940,000円)の履行確認に当 |
| | 員調査) | たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書 |
| | | を作成しなければならない場合に該当する |
| | | にもかかわらず、これを作成していなかっ |
| | | た。 |
| 神奈川県立多摩高等 | 令和5年2月 | (不適切事項) |
| 学校 [既報告] | 22日(令和5 | 契約事務において、機械警備業務委託契 |
| | 年1月18日職 | 約 (契約額1,663,200円) について、契約で |
| | 員調査) | 定められた警備計画書を作成させていなか |
| | | った。 |
| 神奈川県立向の岡工 | 令和5年6月 | (不適切事項) |
| 業高等学校 | 12日(令和5 | 予算の執行において、第49回関東地区工 |
| | 年4月25日職 | 業高等学校研究協議会東京大会参加費及び |
| | 員調査) | 資料代1件、8,000円の執行に当たり、資料 |
| | | 代 (4,000円) については「(節) 需用費」 |
| | | とすべきところ、参加費と併せて全額を |
| | | 「(節)負担金、補助及び交付金」で執行し |
| | | ていた。 |

| 油太川周去井田吉然 | △和□左○□ | (不)茁和市伍) |
|------------------|---------------|--|
| 神奈川県立生田高等 | | (不適切事項) 予算の執行において、設置工事を含む給 |
| 学校 | 5日(令和5 | |
| | 年4月25日職 | 湯器交換工事代1件、123,200円の執行に当 |
| | 員調査) | たり、給湯器の購入に要する経費(105,600 |
| | | 円)については「(節)備品購入費」とす |
| | | べきところ、設置費と併せて全額を「(節) |
| | | 需用費」で執行していた。 |
| 神奈川県立菅高等学 | 令和5年9月 | (不適切事項) |
| 校 | 8日 (令和5 | 契約事務において、新型コロナウイルス |
| | 年5月16日職 | 感染症の感染防止のためのオンライン授業 |
| | 員調査) | の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない |
| | S (N/A EL) | 生徒に対して貸与する通信SIMカードに |
| | | ついて、4名の生徒から貸与希望があった |
| | | ことに対し、予備が3枚必要だとして7枚 |
| | | を調達したところ、当該3枚については全 |
| | | く利用されないままであった。これによ |
| | | り、利用実績がない通信SIMカードについて、今和4年4月八から同年6月八十万 |
| | | いて、令和4年4月分から同年6月分まで の使用料29,718円を支払っていた。 |
| 神奈川県立橋本高等 | 今和 5 年 9 日 | (不適切事項) |
| | | 契約事務において、新型コロナウイルス |
| 学校 | 21日(令和4 | 感染症の感染防止のためのオンライン授業 |
| | 年12月22日職 | の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない |
| | 員調査) | 生徒に対して貸与する通信SIMカードに |
| | | ついて、前年度より継続して調達していた |
| | | 15 枚のうち、10 枚を令和4年5月まで、残 |
| | | りの5枚を同年7月までそれぞれ契約して |
| | | いたが、いずれも全く利用されていなかっ |
| | | た。これにより、利用実績がない通信SI |
| | | Mカードについて、令和4年4月分から同 |
| | | 年7月分までの使用料192,801円を支払って |
| | | いた。〔特記前出〕 |
| 神奈川県立相模原総 | 令和5年4月 | |
| 合高等学校 [既報 | 20日(令和4 | 1 契約事務において、屋上防水補修工事 |
| 告] | 年12月2日職 | |
| | 員調査) | で定められた工事に係る完了届を収受す |
| | | る前に完成検査を行っていた。 |
| | | 2 物品管理事務において、絵画1点(価 |
| | | 格200,000円)について、不用決定を行 |
| | | わないまま処分していた。 |
| 神奈川県立相模原高 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 等学校 | 7日(令和5 | 契約事務において、環境整備業務委託契 |
| | | 約(契約額 25,409,554 円)について、予定 |

| | 年4月28日職 | 価格が 3,000 万円以上であったことなどか |
|-----------|-------------|--------------------------------|
| | 員調査) | ら、「地方公共団体の物品等又は特定役務 |
| | | の調達手続の特例を定める政令」の規定が |
| | | 適用される契約に係る入札手続により行う |
| | | べきところ、条件付き一般競争入札を実施 |
| | | し、受託者を決定していた。 〔特記前出〕 |
| 神奈川県立上鶴間高 | 令和5年4月 | (不適切事項) |
| 等学校 | 10日及び同年 | 1 支出事務において、物品運搬等業務委 |
| | 9月19日(令 | 託ほか3件(契約総額7,520,450円)の支 |
| | 和5年3月7 | 払に当たり、神奈川県財務規則の規定に |
| | 日職員調査) | 反し、検査調書による報告を行っていな |
| | | かった。〔特記前出〕 |
| | | 2 契約事務において、PC教室機器移設 |
| | | 工事 (契約額2,035,000円) について、契 |
| | | 約で定められた工事に係る完了届を収受 |
| | | する前に完成検査を行っていた。 |
| | | 3 財産管理事務において、令和4年度に |
| | | 設置した空調機 45 台 (価格計 16, 983, 153 |
| | | 円)のうち、北棟校舎に設置した 22 台 |
| | | (価格計8,271,967円) について、令和5 |
| | | 年1月から同年10月まで実施する耐震工 |
| | | 事により同校舎が仮設校舎に移転するこ |
| | | とになるにもかかわらず、令和4年 12 月 |
| | | に設置工事を施工したため、設置後、北 |
| | | 棟校舎にそのまま残され、使用されない |
| | | 状況となっていた。〔特記前出〕 |
| | | 4 事務事業の執行において、学校休業日 |
| | | 及び休日における学校施設管理員4名の |
| | | 配置について、新型コロナウイルス感染 |
| | | 症の感染防止のため、令和2年度以降 |
| | | は、施設開放が中止され、部活動も一部 |
| | | 活動を自粛していたため、業務が著しく |
| | | 減少していたにもかかわらず、学校休業 |
| | | 日等においても文書収受や電話対応など |
| | | が必要であるとして、勤務割振りを見直 |
| | | すことなく、従前と同様に配置してい |
| <u> </u> | △壬□ □ 左 フ □ | た。 |
| 神奈川県立横須賀高 | | |
| 等学校 | 28日(令和5 | 契約事務において、次のとおり誤りがあ |
| | 年4月26日職 | |
| | 員調査) | 1 横須賀高等学校食堂運営業務委託契約 |
| | | (契約総額1,865,160円(総価契約)、令 |
| | | 和4年度支払額137,760円(単価契約)) |
| | | について、平成20年3月28日付け会計局 |

| | | 総務課長通知に反し、予定価格が100万円 |
|-----------|---------------------------|--|
| | | を超える随意契約であったにもかかわら |
| | | ず、契約結果を公表していなかった。 |
| | | 〔特記前出〕 |
| | | 2 トレーニング室窓ガラス破損修理代ほ |
| | | か2件(支払額計114,500円)の履行確認 |
| | | に当たり、神奈川県財務規則に基づく検 |
| | | を調書を作成していなかったにもかかわ |
| | | らず、この場合に同規則により必要とさ |
| | | |
| | | れる履行確認に関する記録の作成を行っていなが、ないなが、ないなが、ない、「性気が出り |
| | ^ <i>z</i> - <i>u</i> - 1 | ていなかった。〔特記前出〕 |
| 神奈川県立海洋科学 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| 高等学校 | 7日(令和5 | 契約事務において、湘南丸無線設備定期 |
| | 年4月26日職 | 検査受検業務委託契約(契約額2,410,800 |
| | 員調査) | 円) について、予定価格を248,600円超過し |
| | | た額により契約を締結していた。また、平 |
| | | 成20年3月28日付け会計局総務課長通知に |
| | | 反し、予定価格が100万円を超える随意契約 |
| | | であったにもかかわらず、契約結果を公表 |
| | | していなかった。 |
| 神奈川県立追浜高等 | 今和5年7日 | |
| | | · · · — · · · · · |
| 学校 | 11日(令和5 | 契約事務において、食堂運営業務委託契 |
| | 年4月26日職 | 約(契約総額1,714,664円、契約期間:令和 |
| | 員調査) | 4年8月1日から令和7年3月31日まで) |
| | | の締結に当たり、会計局長通知による契約 |
| | | 書作成日の特例に該当しないにもかかわら |
| | | ず、契約締結日である令和4年8月26日か |
| | | ら遡及して、同月1日から契約の効力が生 |
| | | じることとしていた。 |
| 神奈川県立横須賀南 | 令和5年9月 | (不適切事項) |
| 高等学校 | 5日(令和5 | 1 予算の執行において、冷蔵庫1台の収 |
| | 年4月17日職 | 集運搬・リサイクル代6,380円の支払に当 |
| | | たり、公費により支出すべきところ、私 |
| | 員調査) | 費会計から支出していた。 |
| | | 2 収入事務において、令和2年度の授業 |
| | | 料1件、29,700 円について、就学支援金 |
| | | の認定により発生した過納金の還付手続 |
| | | を失念していたため、還付が1年を超え |
| | | て遅れていた。〔特記前出〕 |
| | | 3 契約事務において、新型コロナウイル |
| | | ス感染症の感染防止のためのオンライン |
| | | 授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整 |
| | | わない生徒に対して貸与する通信SIM |
| | | カードについて、非常時用の予備として |
| | | Д - MC - JV · C、 乔吊时用の丁畑として |

| 神奈川県立平塚農商高等学校 | 令和5年7月 24日(令和5 年5月9日職 員調査) | 収入事務において、教育財産の目的外使 |
|---------------|-------------------------------------|--|
| 神奈川県立大船高等学校 | 2日(令和5 | (不適切事項) 収入事務において、令和3年度に前渡金 |
| | 員調査) | 受領職員口座で発生した預金利子1件、2 円の収入に当たり、神奈川県財務規則運用 通知に定められた手続により行っていなか った。 |
| 神奈川県立湘南高等 | 令和5年6月 | — |
| 学校 | 20日(令和5 | 契約事務において、エレベータ設備修繕 |
| | 年4月28日職 員調査) | 工事ほか1件(契約額計4,118,400円)の支払に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、検査調書を作成していなかった。 |
| 神奈川県立藤沢工科 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| 高等学校 | 20日(令和5 | |
| | 年4月28日職 | |
| | 員調査) | 処理を行っておらず、同額の授業料が収入 未済となっていた。 〔特記前出〕 |
| 神奈川県立藤沢総合 | 令和5年7月 | |
| 高等学校 | 13日(令和5 | 1 庶務事務において、修学旅行等生徒引 窓場道業務に係る 教員特殊業務主当にの |
| 1 | | 率指導業務に係る教員特殊業務手当につ |

| | 年4月28日職 | いて、特殊勤務手当実績整理簿の支給区 |
|----------------|--------------------------------------|---|
| 神奈川県立茅ケ崎北陵高等学校 | 員調査) | 分を誤って記載していたため、10 件、40,000円が支給不足であった。 2 支出事務において、通訳謝金1件、3,300円について、支出負担行為としての整理及び支払が、履行確認後3月を超えて遅れていた。 (不適切事項) 予算の執行において、仮設校舎に設置した自動販売機設置場所貸付契約に係る貸付料1件、11,249円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入(節)教育費雑入とすべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)教育使用料(節)教育総務費使用料で収入していた。 |
| 神奈川県立大和高等学校 | 令和5年6月 9日(令和5 年5月9日職 員調査) | (不適切事項) 1 支出事務において、令和4年5月分の部活動インストラクター謝礼1件、205,700円について、部活動インストラクター取扱要綱に定められた支払期限までに支払を行っていなかった。 2 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、6,292円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。 |
| 神奈川県立相模向陽 | 会和5年9月 | (不適切事項) |
| 館高等学校 | 〒和3年9月 13日(令和5 年5月9日職 員調査) | 収入事務において、教育財産の目的外使 用許可の変更許可に係る使用料1件、3,320 円について、調定を行っていなかった。 〔特記前出〕 |
| 神奈川県立二宮高等 | 令和5年5月 | (不適切事項) |
| 学校 | 26日(令和5 年4月17日職 員調査) | 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、4,673円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。 |
| 神奈川県立山北高等学校 | 令和5年5月 10日(令和5 年1月18日職 員調査) | (不適切事項) 1 契約事務において、空調機賃貸借契約 (契約額 15,840 円) について、契約期間 の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月20日に締結していた。 |

| 神奈川県立吉田島高等学校 | 令和5年8月 8日(令和5 年4月28日職 員調査) | 2 財産管理事務において、電柱の設置のための教育財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条可の変更について、令和4年4月1日まで変更許可すべきところ、令和5年1月12日に許可を行っているものが2件あの使用料を徴収しており、1件、1,040円が徴収不足であった。〔特記前出〕3 物品管理事務において、賃貸借等により調達した職員室空調機3式(契約)について、借用物品を選に係る手続を行っていなかった。〔特記前部を行っていなかった。〔特記前部を行っていなかった。〔特記前部を行っていなかった。〔特記前部を行っていなかった。〔特記前部を行っていなかった。〔特記前部の大きに終る所得税及び部活動の大きに終る所得税及び部活動の大きに終る所得税及び部活動の大きに終る所得税及び部活動の大きに終る所得税及び部活動の大きに終るが表において、法定納期限内に対するでの大きにあるが表において、共来電線10本に係る行政財産の使用許可といることを設置から10年以上経過した令和3年6月に認識したため、不当利得返還請求権 |
|--------------|-------------------------------------|--|
| | | に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額 186,653 円のうち 61,193 円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 2 事務事業の執行において、令和3年財務監査(定期監査)及び行政監査の結果における財産管理事務に係る不適切事項1件について、令和4年5月18日に措置を講じた後、速やかに措置の内容を教育局行政部財務課に対して報告すべきところ、著しく遅延した令和5年2月に報告していた。これにより、教育長から監査委員への措置内容の通知が著しく遅延し |

| | | ていた。 |
|----------------|---------------|--|
| 神奈川県立平塚中等 | 令和5年5月 | (不適切事項) |
| 教育学校 | 31日(令和5 | 支出事務において、学校運営協議会に係 |
| 376.17 | 年5月9日職 | る委員謝礼4件、8,000円の支払が履行確認 |
| | 員調査) | 後3月を超えて遅れていた。 |
| 神奈川県立平塚ろう | 令和5年5月 | (不適切事項) |
| 学校 | 31日(令和5 | 財産管理事務において、電柱設置のため |
| 子仪 | | の借用地の賃貸借1件(電柱1本)につい |
| | 年3月27日職 | て、準用する行政財産の用途又は目的を妨 |
| | 員調査) | げない限度における使用に係る使用料に関 |
| | | する条例の一部改正に伴う使用料の改定に |
| | | よる貸付料の変更契約を締結していなかっ |
| | | た。その結果、貸付料、100円を過小に徴収 |
| | | していた。 |
| 神奈川県立横浜南支 | 令和5年5月 | (不適切事項) |
| 援学校 | 16日(令和5 | 支出事務において、令和4年4月分の電 |
| | 年3月27日職 | 話料(入院児童生徒等教育保障体制整備用 |
| | 員調査) | 通信費)8,311円について、支払期限までに |
| | | 支払を行っていなかった。 |
| 神奈川県立金沢支援 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 学校 | 10日(令和5 | 物品管理事務において、購入により取得 |
| | 年4月14日職 | したユニジャンプ及びフロアスクリーン (価格計 182,600 円) について、備品台帳 |
| | 員調査) | への記録など神奈川県財務規則に定める物 |
| | | 品の管理に係る手続を行っていなかった。 |
| 神奈川県立三ツ境支 | 会和5年7月 | |
| 援学校 | 6日(令和5 | 契約事務において、暖房用ボイラーの燃 |
| | 年4月14日職 | 料を貯蔵するための地下タンクの廃止に当 |
| | 員調査) | たり、タンク内に残油がなかったため収集 |
| | 只叫且/ | 運搬及び処分業務が不要であったにもかか |
| | | わらず、このことを失念し、廃油(灯油 |
| | | 類)収集運搬及び処分業務委託契約(契約 |
| | | 額45,650円) を締結していた。その後、残 |
| | | 油の抜取作業時に残油がないことに改めて |
| | | 気付き、業務を中止したものの、その時点 |
| | | で当該契約に基づき受注者が履行していた |
| | | 収集運搬用車両の運行等に係る費用44,000 |
| 神奈川県立岩戸支援 | △和5年6日 | 円を支払うことになった。 |
| | | (不適切事項) 物品管理事務において、学校給食業務を |
| 学校 | 19日(令和5 | 初 前 音 生 事 伤 に わい く、 子 仪 和 良 未 伤 を 委託 した 事 業 者 へ の ス チ ー ム コ ン ベ ク シ ョ |
| | 年4月26日職 | ンオーブンほか110点 (価格計44,020,913) |
| | 員調査) | 円)の無償貸付けに当たり、神奈川県財務 |
| | | ロシーンが原見ロバーコルフ、ログバッパが |

| | | 規則で定められた部長の承認を受けないま |
|-----------|-----------|-----------------------------------|
| | | ま、貸付けを行っていた。〔特記前出〕 |
| 神奈川県立湘南支援 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| 学校 | 4日(令和5 | 1 契約事務において、スクールバス運行 |
| | 年5月9日職 | 業務委託契約(契約額 11, 123, 530 円)に |
| | 員調査) | ついて、平成20年3月28日付け会計局総 |
| | | 務課長通知に反し、予定価格が100万円を |
| | | 超える随意契約であったにもかかわら |
| | | ず、契約結果を公表していなかった。 |
| | | 〔特記前出〕 |
| | | 2 財産管理事務において、織工室扉仕様 |
| | | 変更工事(契約額1,386,000円)につい |
| | | て、固定資産取扱要領第3条第30号に規 |
| | | 定される資本的支出を行ったときに必要 |
| | | な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県 |
| | | 有財産規則第47条の規定に基づく財産台 |
| | | 帳の補正を行っていなかったため、建物 |
| | | 台帳価格が1,386,000円過小であった。 |
| | | 〔特記前出〕 |
| 神奈川県立伊勢原支 | | (不適切事項) |
| 援学校 | 15日(令和5 | 財産管理事務において、電柱の設置のた |
| | 年5月11日職 | めの教育財産の使用許可に当たり、行政財 |
| | 員調査) | 産の用途又は目的を妨げない限度における |
| | | 使用に係る使用料に関する条例の一部改正 |
| | | に伴う教育財産の使用許可の区分及び使用 |
| | | 料の変更について、令和4年4月1日まで |
| | | に変更許可すべきところ、令和5年3月9 |
| | ^ - H . H | 日に許可を行っているものが1件あった。 |
| 神奈川県立えびな支 | | (不適切事項) |
| 援学校 [既報告] | 30日(令和4 | 1 収入事務において、領収した現金につ |
| | 年12月21日職 | いて、神奈川県財務規則で定める現金出 |
| | 員調査) | 納簿への記載を行っていないものが1 |
| | | 件、10円あった。 |
| | | 2 財産管理事務において、教育財産の目 |
| | | 的外使用許可の手続を行わないまま電柱 |
| | | に防犯灯及び通信線が共架されているも |
| | | のがあった。これにより、令和4年度の |
| | | 共架電線に係る使用料1件、1,660円が徴 |
| | | 収不足であった。 |
| | | \$ 1 1 7 - 1 1 7 1 - 5 |

ソ 監査事務局(1か所、1件)

| 監査事務局総務課 | 令和5年9月 | (不適切事項) |
|----------|---------|------------------------|
| | 21日(令和5 | 支出事務において、監査委員交際費2 |
| | 年8月7日職 | 件、20,000円の執行に当たり、監査委員交 |
| | 員調査) | 際費支出基準に基づき、監査委員に確認し |
| | | 対応すべきところ、これに反し、確認せず |
| | | に執行していた。 |

タ 公安委員会 (11 か所、15 件)

⑦ 本庁機関(4か所、5件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 | | |
|----------|---------------------------|----------------------------|--|--|
| 総務部会計課 | 令和5年8月 | (不適切事項) | | |
| | 4日(令和5 年6月30日職 員調査) | 支出事務において、令和4年3月分の街 | | |
| | | 頭防犯カメラ電気代 2,720 円の支払に当た | | |
| | | り、口座振替指定日までに支出手続ができ | | |
| | | ず、電気料金等振込票による支払に変更し | | |
| | | たため、支払期限までに支払を行っていな | | |
| | | かった。その結果、1件、延滞利息5円を | | |
| | | 支払っていた。 | | |
| 総務部施設課 | 令和5年8月 | (不適切事項) | | |
| | 4日(令和5 | 予算の執行において、会計事務の指導に | | |
| | 年6月16日職員調査) | 当たり、警察署1か所に対して、不当利得 | | |
| | | 返還請求権に基づく使用許可前の期間に係 | | |
| | | る使用料相当額 21,106 円の収入科目につい | | |
| | | て、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入により執 | | |
| | | 行すると教示すべきところ、誤って(款)使 | | |
| | | 用料及び手数料(項)使用料(目)警察使用料 | | |
| | | により執行すると教示していた。その結 | | |
| | | 果、当該警察署は、上記の会計処理に当た | | |
| | | り、誤った予算科目により執行していた。 | | |
| 刑事部刑事総務課 | 令和5年8月 | (不適切事項) | | |
| | 4日 (令和5 | 契約事務において、固定式捜査支援シス | | |
| | 年6月15日職員調査) | テム路上装置の賃貸借及び保守契約(契約 | | |
| | | 額 12,794,298 円、契約期間:令和4年4月 | | |
| | | 1日から令和5年3月31日まで) につい | | |
| | | て、契約期間の開始日が令和4年4月1日 | | |
| | | であるため、会計局長通知に基づき同月 30 | | |
| | | 日までに契約すべきところ、同年5月12日 | | |

| | | に締結していた。〔特記前出〕 |
|-----------|---------|------------------------------|
| 刑事部組織犯罪対策 | 令和5年8月 | (不適切事項) |
| 本部暴力団対策課 | 4日及び同月 | 1 契約事務において、令和3年度不当要 |
| | 9月(令和5 | 求防止責任者講習業務委託契約(契約額 |
| | 年6月15日職 | 12,349,503円、精算額11,943,349円)に |
| | 員調査) | 係る委託費の精算に当たり、常勤職員2 |
| | | 名の人件費及び福利厚生費について、当 |
| | | 該業務への従事分に相当する金額に限っ |
| | | て計上すべきところ、それ以外の業務へ |
| | | の従事状況を考慮することなく、当該職 |
| | | 員2名に係る人件費及び福利厚生費の全 |
| | | 額(9,716,242円)を計上するなどしてい |
| | | た。 |
| | | 2 補助金交付事務において、令和3年度 |
| | | 公益財団法人神奈川県暴力追放推進セン |
| | | ター補助金(交付決定額10, 563, 000円) |
| | | の交付に当たり、常勤職員1名の人件費 |
| | | 及び福利厚生費について、補助対象であ |
| | | る暴力排除広報啓発事業及び暴力相談事 |
| | | 業への従事分に相当する金額に限って計 |
| | | 上すべきところ、両事業以外の事業への |
| | | 従事状況を考慮することなく、当該職員 |
| | | 1名に係る人件費及び福利厚生費の全額 |
| | | (6,341,837円) を計上していた。 |

(4) 出先機関 (7か所、10件)

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項又は要改善事項 | | |
|-----------------|--------------------------------------|---|--|--|
| 神奈川県山手警察署 | 令和5年5月 31日(令和5 年4月20日職 | (不適切事項) 支出事務において、職員が立て替えて支 払ったタクシー代1件、14,390 円につい て、立替金の請求期限後に請求が行われて | | |
| | 員調査) | いた。 | | |
| 神奈川県緑警察署 | 令和5年5月 31日(令和5 年3月24日職 員調査) | (不適切事項) 支出事務において、幹部公舎賃借料ほか 5件、431,700 円について、契約で定められ た期限までに支払を行っていなかった。そ の結果、遅延利息1件、687 円を支払ってい た。 [特記前出] | | |
| 神奈川県横浜水上警 察署 | 令和5年6月 20日(令和5 | (不適切事項) 支出事務において、免税軽油使用者証の | | |

| | 年5月10日磁 | 交付を受けていた警察用船舶1隻につい |
|-----------|---------------------------------------|---|
| | ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' | マハを安けていた書祭用船舶1隻について、平成27年度のエンジン交換時からエン |
| | 員調査) | ジンの型式を誤って申請していたことが令 |
| | | 和4年8月に判明したため、地方税法第144 |
| | | |
| | | 条の3に定める免税軽油の用途外使用により、開発されることがあり、第三に中華して |
| | | り課税されることとなり、適正に申請して |
| | | いれば免除された軽油引取税 60 か月分、 |
| | A | 154,225円を支払っていた。 〔特記前出〕 |
| 神奈川県麻生警察署 | 令和5年6月 | |
| | 28日(令和5 | 1 契約事務において、産業廃棄物の処分 |
| | 年4月26日職 | の委託契約(単価契約、支払額 10,890 |
| | 員調査) | 円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物 |
| | | の処理及び清掃に関する法律施行令及び |
| | | 同法施行規則により義務付けられている |
| | | 委託契約を解除した場合の処理されない |
| | | 産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記 |
| | | 載していなかった。 |
| | | 2 財産管理事務において、30 年以上前に |
| | | 取得した自家発電設備について、建物に |
| | | 係る県有財産台帳に登録すべきところ、 |
| | | 令和4年度に建物に係る県有財産台帳に |
| | | 登録替えを行うまで、誤って備品台帳 |
| | | (台帳価格 7,860,817 円) に登録してい |
| | | た。また、当該自家発電設備について、 |
| | | 建物に係る県有財産台帳の補正が著しく |
| | | 遅延していた。〔特記前出〕 |
| 神奈川県鎌倉警察署 | 令和5年6月 | |
| | 27日(令和5 | 契約事務において、被留置者用食糧の供 |
| | 年4月20日職 | 給業務契約(単価契約、支払額 2,707,790 |
| | 員調査) | 円) について、平成20年3月28日付け会計 |
| | - N/4/ | 局総務課長通知に反し、予定価格が160万円 |
| | | を超える随意契約であったにもかかわら |
| | | ず、契約結果を公表していなかった。〔特 |
| | | 記前出〕 |
| 神奈川県藤沢警察署 | 令和5年7月 | (不適切事項) |
| | 4日(令和5 | 1 支出事務において、藤沢警察署庁舎清 |
| | 年5月19日職 | 掃業務委託契約(契約総額6,954,948円、 |
| | 員調査) | 契約期間:令和4年4月1日から令和7 |
| | → H H H L | 年3月31日まで)及び建築物環境衛生管 |
| | | 理委託契約(契約額 496,320 円、契約期 |
| | | 間:令和4年4月1日から令和5年3月 |
| | | 31 日まで)に係る令和4年4月分から同 |
| | | 年6月分までの支払額計585,310円につい |
| | | て、契約で定められた期限までに支払を |

| 全 | 令和5年8月 22日(令和5 年4月26日職 員調査) | 行っていなかった。その結果、遅延利息 5件、1,400 円を支払っていた。〔特記前 出〕 2 契約事務において、藤沢警察署庁舎清 掃業務委託契約(契約総額6,954,948 円、 契約期間:令和4年4月1日から令和7 年3月31日まで)について、支出負担行 為に係る執行伺票による決裁を得ずに契 約を締結していた。 (不適切事項) 1 収入事務において、令和4年1月に発 生した停止中のパトカーに追突された事 故に係る示談金542,267 円について、同年 3月の事故相手方との示談により事故相 手方に対する債権が確定したにもかかわ らず、示談から11月以上経過した令和5 年2月に調定していた。 2 契約事務において、被留置者用食糧 (相模原南警察署留置施設)の供給業務 契約(単価契約、支払額3,565,200円)に ついて、予定価格が160万円を超える随意 契約であったため、平成20年3月28日付 け会計局総務課長通知に基づき、速やか に契約結果を公表すべきところ、公表が 1年以上遅れていた。〔特記前出〕 |
|---|--------------------------------------|---|
|---|--------------------------------------|---|

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局 (14 か所)

(7) 本庁機関(8か所)

政策部総合政策課、政策部土地水資源対策課、政策部情報公開広聴課、政策部 NPO協働推進課、政策部政策法務課、自治振興部広域連携課、自治振興部地域 政策課、基地対策部基地対策課

(4) 出先機関(3か所)

神奈川県東京事務所、神奈川県湘南地域県政総合センター、神奈川県県西地域県政総合センター

[以下既報告] (3か所)

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター

イ 総務局(19か所)

(7) 本庁機関(7か所)

組織人材部人事課、組織人材部行政管理課、組織人材部職員厚生課、組織人材部文書課、財政部財政課、財政部税制企画課、財産経営部庁舎管理課

(4) 出先機関(4か所)

神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県給与事務センター

「以下既報告] (8か所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県水田原県税事務所

ウ くらし安全防災局(2か所)

(7) 本庁機関(1か所) くらし安全部消費生活課

(() 出先機関(1か所)

神奈川県消防学校

エ 国際文化観光局(2か所)

文化課、観光課

オ スポーツ局(2か所)

総務室、スポーツ課

カ 環境農政局(12か所)

(7) 本庁機関(7か所)

環境部環境課、緑政部水源環境保全課、緑政部森林再生課、農水産部農政課、農水産部農業振興課、農水産部農地課、農水産部水産課

(1) 出先機関(4か所)

神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県西部漁港事務所

[以下既報告] (1か所)

神奈川県横浜川崎地区農政事務所

キ 福祉子どもみらい局(10か所)

(7) 本庁機関(5か所)

子どもみらい部青少年課、子どもみらい部私学振興課、福祉部地域福祉課、福祉部高齢福祉課、福祉部生活援護課

(4) 出先機関(3か所)

神奈川県中央児童相談所、神奈川県小田原児童相談所、神奈川県立さがみ緑風

[以下既報告] (2か所)

神奈川県厚木児童相談所、神奈川県大和綾瀬地域児童相談所

ク 健康医療局(14か所)

(7) 本庁機関(7か所)

県立病院課、保健医療部医療課、保健医療部医療保険課、保健医療部健康増進 課、保健医療部がん・疾病対策課、生活衛生部生活衛生課、生活衛生部薬務課

(1) 出先機関(3か所)

神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター、神奈川県立煤ケ谷診療所、神奈川県立よこはま看護専門学校

[以下既報告] (4か所)

神奈川県平塚保健福祉事務所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター、神奈川県精神保健福祉センター

ケ 産業労働局(14か所)

(7) 本庁機関(4か所)

産業部企業誘致・国際ビジネス課、中小企業部金融課、労働部雇用労政課、労 働部産業人材課

(1) 出先機関(2か所)

神奈川県立西部総合職業技術校、神奈川障害者職業能力開発校

[以下既報告] (8か所)

神奈川県計量検定所、神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働 センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ 労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県立東部総合 職業技術校、神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所

コ 県土整備局(25か所)

(7) 本庁機関(21か所)

総務室、事業管理部県土整備経理課、事業管理部建設業課、事業管理部用地課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通企画課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部河港課、河川下水道部砂防課、河川下水道部下水道課、建築住宅部住宅計画課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(4) 出先機関(2か所)

神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

[以下既報告] (2か所)

神奈川県県西土木事務所、神奈川県リニア中央新幹線推進事務所

サ 会計局(1か所)

指導課

シ 企業庁(18か所)

(7) 本庁機関(8か所)

総務室、財務部財務課、財務部情報管理課、水道部経営課、水道部計画課、水道部水道施設課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

(1) 出先機関(4か所)

神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所

[以下既報告] (6か所)

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁茅ケ崎水道営業所、神奈川県企業庁厚木水道営業所、神奈川県企業庁 相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

ス 議会局(3か所)

総務課、経理課、議事課

セ 教育委員会 (142 か所)

(7) 本庁機関(12か所)

総務室、行政部行政課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、指導部高校教育課、支援部子ども教育支援課、支援部学校支援課、支援部特別支援教育課、生涯学習部生涯学習課、生涯学習部文化遺産課

(4) 出先機関(111 か所)

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県立神奈川総合高等学校、 神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立横浜緑ケ丘高等学校、神奈川県立横浜 立野高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神 奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立永谷高等 学校、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立保土ケ谷高等学校、神奈川県立二俣 川看護福祉高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神 奈川県立磯子工業高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立釜利谷高 等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立霧が丘 高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立舞 岡高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立 金井高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈 川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立大師高等学校、 神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立百合丘高等 学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立麻 生高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立 相模原弥栄高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立神奈川総合産業 高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川 県立横須賀工業高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立平塚江南高 等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立平 塚湘風高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈 川県立深沢高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川県立藤沢清流高等学校、 神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立小田原東高 等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川 県立茅ケ崎高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立茅ケ崎西浜高等学校、 神奈川県立三浦初声高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高 等学校、神奈川県立秦野曽屋高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立厚 木東高等学校、神奈川県立厚木商業高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈 川県立厚木清南高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大和南高等学 校、神奈川県立大和東高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立伊勢原

高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立 有馬高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立で大井高等学校、神奈川県立で大井高等学校、神奈川県立田模原中等教育学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立鶴見支援学校、神奈川県立保土ケ谷支援学校、神奈川県立みどり支援学校、神奈川県立瀬谷支援学校、神奈川県立中原支援学校、神奈川県立麻生支援学校、神奈川県立津久井支援学校、神奈川県立相模原支援学校、神奈川県立武山支援学校、神奈川県立平塚支援学校、神奈川県立鎌倉支援学校、神奈川県立藤沢支援学校、神奈川県立小田原支援学校、神奈川県立茅ケ崎支援学校、神奈川県立 秦野支援学校、神奈川県立西間支援学校、神奈川県立あおば支援学校、神奈川県立 古相模原中央支援学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

[以下既報告] (19 か所)

神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立鶴見総合高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立市ケ尾高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立高津支援学校

ソ 人事委員会事務局(2か所)

神奈川県人事委員会事務局総務課、神奈川県人事委員会事務局給与公平課

タ 監査事務局(1か所)

神奈川県監査事務局監査課

チ 労働委員会事務局(1か所)

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

ツ 選挙管理委員会(1か所)

神奈川県選挙管理委員会

テ 収用委員会事務局(1か所)

神奈川県収用委員会事務局

ト 神奈川海区漁業調整委員会(1か所)

神奈川海区漁業調整委員会事務局

ナ 内水面漁場管理委員会(1か所)

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

ニ 公安委員会(警察本部) (101 か所)

(7) 本庁機関(54か所)

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部 留置管理課、警務部警務課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生 活安全部生活安全総務課、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年育成課、 生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安 全部サイバー犯罪捜査課、地域部地域総務課、地域部通信指令課、神奈川県警察 自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、 刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑 事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神 奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通 部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈 川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路 交通警察隊、交通部運転免許本部運転免許課、交通部運転免許本部運転教育課、 警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事第一課、 警備部外事第二課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、神奈川県警察第一機 動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、 相模方面本部、神奈川県警察サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校

(4) 出先機関(31か所)

神奈川県加賀町警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ケ谷警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県郡筑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県 栄警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県茅ケ崎警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県極間警察署、神奈川県極間警察署、神奈川県極間警察署、神奈川県極間警察署、神奈川県極間警察署、神奈川県極間警察署、神奈川県極間警察署、神奈川県極間警察署、神奈川県極間警察署、神奈川県本名警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県津久井警察署

[以下既報告] (16 か所)

神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県多摩警察署、

神奈川県横須賀警察署、神奈川県横須賀南警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県返子警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県相模原北警察署

5 その他特記すべき事項

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課において、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行う神奈川県社会福祉センター(以下「福祉センター」という。)の整備に当たり、県社協が自ら管理しているともしび基金の原資の一部を一時的に活用することを前提に、県が一定の期間、県社協に対して財政支援を行うこととしていたことから、ともしび基金のこれまでの経緯等について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

ともしび基金は、その運用益を、「ともに生きる福祉社会づくり」を目指して提唱されたともしび運動の推進に関する事業に要する費用に充てるため、昭和 52 年6月に県社協に設置された基金であり、県は、ともしび基金補助金交付要綱(以下「基金要綱」という。)に基づき、県社協が設置するともしび基金の一部として、昭和 52 年度から平成3年度までの間に計11億5,000万円の補助金(以下、この補助金を「基金補助金」という。)を県社協に交付している。そして、県社協は、平成4年3月31日に、基金要綱第6条第2号に基づき、ともしび基金を廃止し、ともしび基金として管理していた基金原資等の財産を財団法人かながわともしび財団(以下「財団」という。)へ寄付することについて、県に承認を申請しており、県は同日付でこれを承認している。

上記に基づき、県社協が管理していたともしび基金の原資等の財産は、基金補助金も含めて財団に寄付されることとなり、これに伴い、基金補助金は、補助金の交付等に関する規則(以下「規則」という。)や要綱の適用を受けず、県の補助金としては管理されないことになった。

しかしながら、基金補助金は、県社協が管理するともしび基金の原資の一部として交付されたもので、移管先の財団においても、基金補助金に係る資金を活用してこれまでと同様に業務が実施されるものであることから、ともしび基金の廃止に当たっては、県社協のともしび基金のうち県からの補助金相当額については県社協に対して返還を求め、ともしび基金が移管された後、財団に対して、ともしび基金の原資として改めて補助金を交付するなどして、県の補助金として管理し業務を実施すべきであったのに、上記のように他の財産と区別せずに財団に寄付したことは適切とは認められない。さらに、基金要綱第7条においては、ともしび基金を廃止する場合は、既に交付した基金補助金の返還を命ずるものとするとされているところ、県は、県社協による前記の申請は寄付行為を通じて管理者を変更するにとどまるものであるなどとして、基金補助金の返還を命じておらず、基金要綱に反した取扱いを行っており、適切とは認められない。

また、県は、ともしび基金原資補助金交付要綱(以下「基金原資要綱」という。)に基づき、財団が設置するともしび基金の原資の一部として、平成4年度から平成7年度までの間に計3億5,000万円の補助金(以下、この補助金を「基金原資補助金」という。)を財団に交付している。そして、財団は、平成14年3月22日に、財団の解散について県に承認を申請し、県は同年3月28日付でこれを承認しており、財団が解散するに

当たり、ともしび基金を含む残余財産は、財団の寄附行為に基づき県社協に寄付されている。

上記に基づき、財団が管理していたともしび基金の原資等の財産は、基金原資補助金も含めて県社協に寄付されることとなり、これに伴い、基金原資補助金は、規則や要綱の適用を受けず、県の補助金としては管理されないことになった。

しかしながら、基金原資補助金は、財団が管理するともしび基金の原資の一部として 交付されたもので、移管先の県社協においても、基金原資補助金に係る資金を活用して これまでと同様に業務が実施されるものであることから、財団の解散に当たっては、財団のともしび基金のうち県からの補助金相当額については財団に対して返還を求め、ともしび基金が移管された後、県社協に対して、ともしび基金の原資として改めて補助金を交付するなどして、県の補助金として管理し業務を実施すべきであったのに、上記のように他の財産と区別せずに県社協に寄付したことは適切とは認められない。なお、ともしび基金の県社協への寄付に当たっては、財団の解散についての県の承認は確認することができたものの、監査した限りにおいて、基金原資要綱第5条第6号に定めるともしび基金の処分に当たっての知事承認の手続が行われたことを確認することはできなかった。

そして、現状では、2回にわたるともしび基金の移管に伴い、県社協が管理するともしび基金において、これまで県が交付した基金補助金及び基金原資補助金は、県の補助金としては管理されない状況になっており、県社協の判断により、ともしび基金の全部又は一部を処分することも可能となっている。現に、県社協は、福祉センターを取得するため、令和3年6月に、これまで県が交付した基金補助金及び基金原資補助金の合計額と同額の15億円をともしび基金から取り崩しており、両補助金の本来の目的とは異なる使途に使用されることになった。さらに、県は、県社協が福祉センターを取得するために活用したともしび基金の原資の一部(15億円)と、この活用により得られないこととなったともしび基金の運用益相当額を対象として、令和3年度以降、一定の期間財政支援を行うこととしている。

以上のように、県がともしび基金の原資の一部として交付した基金補助金及び基金原 資補助金計 15 億円については、2回にわたるともしび基金の移管に伴い、それぞれ移管 先に寄付され、県の補助金としては管理されておらず、補助の目的を達していないと認 められる。